

平成28年度決算に係る

定期監査調書

平成29年7月

中部総合事務所福祉保健局

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1頁
3	組織及び業務調べ	1頁
4	職員の定員、現員調べ	2頁
5	役付職員の調べ	2頁
6	主な事業に関する調べ	3頁
7	収入証紙取扱額調べ	11頁
8	収入事務処理状況調べ	12頁
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	14頁
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	15頁
11	不納欠損額調べ	19頁
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	19頁
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	22頁
14	財産に関する調べ	23頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	24頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	25頁
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	25頁
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	自動車(二輪を除く)の管理状況調べ	25頁
19	寄附物件の受納状況調べ	25頁
20	備品の処分状況調べ	25頁
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	26頁
22	職員旅費の執行状況調べ	27頁
	(1) 旅行伺の事前承認	
	(2) 旅費概算払の精算等	
	(3) 旅費の計算	
	(4) 旅費の適正執行の取組状況等	

23	介護保険・介護サービス事業の状況	29頁
	(1) 介護サービス事業者の指定等の状況	
	(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
24	障害福祉サービス事業の状況	31頁
	(1) 障害福祉サービス事業者の指定等の状況	
	(2) 障害福祉サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
	(3) 障害児通所支援事業者の指定等の状況	
	(4) 障害児支援サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
25	心と女性に関する相談状況	33頁
26	障がい者福祉の状況	33頁
	(1) 身体障がい者福祉の状況	
	(2) 知的障がい者福祉の状況	
	(3) 精神障がい者福祉の状況	
27	児童福祉の状況	35頁
	(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況	
	(2) 母子世帯の施設入所状況	
28	母子及び父子並びに寡婦福祉業務の状況	36頁
	(1) 母子・父子自立支援員活動状況	
	(2) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
	(3) 父子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
	(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
29	生活保護業務	40頁
	(1) 保護申請等の状況	
	(2) 保護の状況	
30	社会福祉施設に対する指導監査の状況	41頁
	(1) 老人福祉施設に対する指導監査の状況	
	(2) 母子生活支援施設に対する指導監査の状況	
	(3) 届出保育施設に対する指導監査の状況	
31	特定給食施設に対する指導の状況	41頁
32	食品表示に関する指導の状況	42頁
33	健康に関する事業の実施状況	42頁
	(1) 健康づくり文化創造事業	
	(2) 女性の健康づくり支援事業	
	(3) 母子保健事業	
	(4) 思春期保健事業	
	(5) 不妊治療費助成金交付事業	
	(6) 食育推進普及事業	
	(7) 歯科保健事業	
	(8) がん対策推進事業	
	(9) がん患者社会参加応援事業	
	(10) 医療相談等対応状況	
34	医療施設等の検査等の状況	46頁
	(1) 医療関係施設の立入検査の状況	
	(2) 薬事監視の状況	

35	感染症等に関する業務の状況	48頁
	(1) 結核予防の状況	
	(2) 感染症の発生等の状況(結核を除く)	
	(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況	
	(4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況	
	(5) 感染制御地域支援ネットワーク事業実施状況	
36	原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況	49頁
37	難病患者の状況	49頁
	(1) 受給者証所持者の状況	
	(2) 難病事業の実施状況	
38	健康教育	50頁
39	身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況	50頁
40	身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	50頁
41	知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況	51頁
42	知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	51頁
○	意見、要望等	51頁
	(1) 業務に関する意見・要望等	
	(2) 監査委員事務局に対する要望等	

1 前年度指摘事項等に対する措置等

該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 組織及び業務調べ

課名	係(担当)名	課の主な所掌事務
地域福祉支援課	総務企画担当	(1)福祉のまちづくりの推進に関する事 (2)民生委員及び児童委員に関する事 (3)社会福祉統計に関する事
	指導支援担当	(1)社会福祉施設及び児童福祉施設の指導監査に関する事 (2)介護保険に関する事 (3)社会福祉施設及び児童福祉施設の許認可に関する事
	保護担当	(1)生活保護に関する事 (2)生活保護法に基づく医療機関の指定に関する事 (3)行旅病人及び行旅死亡人に関する事
	母子高齢者担当	(1)母子及び寡婦の福祉に関する事 (2)児童及び老人の福祉に関する事 (3)助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護に関する事
障がい者支援課	障がい者支援担当	(1)身体障がい者及び知的知的障がい者の福祉に関する事 (2)障がい者福祉に係る連絡調整に関する事 (3)農福連携の推進に関する事
	心と女性の相談担当	(1)要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の保護に係る相談に関する事 (2)DV等の心の健康相談に関する事 (3)婦人相談所に関する事
	精神保健担当	(1)精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事 (2)ひきこもり等の心の健康相談に関する事 (3)アルコール依存症等の対応に関する事
健康支援課	医薬・疾病対策担当	(1)医療法及び薬事法の施行に関する事 (2)麻薬、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関する事 (3)感染症の予防・相談に関する事
	健康長寿支援担当	(1)健康増進対策・在宅医療介護連携の推進に関する事 (2)がん対策に関する事 (3)生活習慣病の対策に関する事 (4)栄養の改善及び指導に関する事 (5)歯科保健に関する事

4 職員の定員、現員調べ

(平成29年4月1日現在)

区分	種別	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
		当該年度	28.4.1現在	当該年度	28.4.1現在	当該年度	28.4.1現在	当該年度	28.4.1現在	
	定員	23	24	15	15	0	0	38	39	
	現員	(0) 23	(0) 25	(0) 14	(0) 14	(0) 0	(0) 0	(0) 37	(0) 39	
	過不足(Δ)	0	1	Δ1	Δ1	0	0	Δ1	0	
	臨時職員	—	—	1	—	—	—	1	—	・保健師採用予定臨時職員
	非常勤職員	10	10	3	3	—	—	13	13	・就労支援専門員1 ・母子自立支援員1 ・母子寡婦福祉資金償還協力員1 ・農福連携推進コーディネーター1 ・事務非常勤6 ・嘱託医師3

注 育児休業、休職中の職員についても現員に含め、その人数を上段に()書きしている。

5 役付職員の調べ

(平成29年7月1日現在)

職名	氏名	在職期間	備考
福祉保健局長	(兼) 金 涌 孝 則	2年 3月	兼務 中部福祉事務所長、中部身体障害者更生相談所長、中部知的障害者更生相談所長、婦人相談所次長
副 局 長	(兼) 小 濱 洋 明	2 3	兼務 中部福祉事務所参事、倉吉保健所参事 中部地域振興局参事
副 局 長	(兼) 吉 田 良 平	9 11	兼務 倉吉保健所長、中部身体障害者更生相談所参事、 中部総合事務所生活環境局副局長
地域福祉支援課課長補佐	(兼) 山 田 英 明	2 3	兼務 中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐
課長補佐	(兼) 中 村 進	4 3	兼務 中部福祉事務所課長補佐
障がい者支援課 課長	(兼) 小 林 誠	1 3	兼務 中部福祉事務所参事、倉吉保健所参事、中部身体障害者更生 相談所参事、中部知的障害者更生相所参事、婦人相談所参事
課長補佐	(兼) 澤 田 祐 一	2 3	兼務 中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐、中部身体 障害者更生相談所課長補佐、中部知的障害者更生相所課長 補佐 (4年3月)
課長補佐	(兼) 荒 砂 みどり	— 3	兼務 中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐、中部身体障害者更生 相談所課長補佐、中部知的障害者更生相所課長補佐、婦人相談所課長補佐 (2年3月)
課長補佐	(兼) 小 泉 浩 二	1 3	兼務 中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐、中部身体障害者更生 相談所課長補佐、中部知的障害者更生相所課長補佐、婦人相談所課長補佐
健康支援課 課長	(兼) 米 原 祐 子	— 3	兼務 倉吉保健所参事、福祉保健部参事
課長補佐	(兼) 西 本 裕 美	1 3	兼務 倉吉保健所課長補佐
課長補佐	(兼) 坂 口 千 代	1 3	兼務 倉吉保健所課長補佐
課長補佐	(兼) 谷 口 和 子	— 3	兼務 倉吉保健所課長補佐

6 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
福祉施設に対する適正な指導監査の実施	—	—	—	—
将来ビジョン	—			
政策項目	—			
(概要)				
ア 目的及び事業の実施状況				
(ア) 目的				
管内における介護保険施設、障害福祉施設、児童福祉施設等に対し指導監査を実施することにより各制度の適正かつ健全な運営を確保することを目的とする。				
(イ) 事業の実施状況 (平成28年度)				
	介護保険施設等	障害福祉施設等	児童福祉施設等	
対象施設の選定方針	<ul style="list-style-type: none"> ・開設法人ごと概ね最低3年に1回 ・新規開設事業所、前回指摘事項が多い等理由のある事業所 	実地指導 <ul style="list-style-type: none"> ・原則3年に1回(障害者支援施設は2年に1回) ・新規開設事業所、前回指摘事項が多い等理由のある事業所 	実地監査 <ul style="list-style-type: none"> ・公立(保育所、幼保連携型認定こども園、児童館) 1回/3年 ・私立(保育所、幼保連携型認定こども園、児童館) 1回/2年 ・市町(児童福祉行政実施機関) 1回/1年 ・書面監査 実地対象以外の施設 	
平成28年度重点指導事項	<ul style="list-style-type: none"> ・基準に沿った介護報酬の算定・請求の実施 ・人員基準の遵守 ・介護計画等の説明、同意、交付 ・虐待や身体拘束の防止のための取組状況 ・利用者の安全確保のための非常災害対策の確認 ・会計処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止に係る取組み状況 ・防火・防災対策 ・支援計画・アセスメント ・サービスの自己評価 ・支援の記録 ・自立支援給付費の適性な請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等非常時に備えた対応 ・食物アレルギー等への対応 ・調理、調乳における衛生管理 ・運営費の使途(簿外経理の有無) ・経理規程に則した会計処理 	
指導監査実施施設数	実地指導 77施設 ※指導を行った施設72施設	実地指導32施設 ※指導を行った施設20施設	実地監査33施設、5市町 書面監査33施設 ※指導を行った施設38施設	
主な指導事項	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅・通所・訪問サービス計画等を適切に作成すること。 ・サービス提供等の記録を適正に行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の定数、サービス提供の記録 ・非常災害対策・給付費の算定及び取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者対応等の計画・訓練を実施すること(保育所=9件、幼保連携型認定こども園=3件) 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の配置、職種を明確にすること。 ・会計の区分等適正に行うこと。 ・居宅サービス計画に基づいたサービスを提供すること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーの食材、医師の指示書について。（保育所=9件、幼保連携型認定こども園=8件） ・職員等の自己評価と公表を行うこと。（保育所=8件、幼保連携型認定こども園=2件）
--	--	--	---

イ 平成28年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ① 保険者である市町担当者も実地指導に同行し、ケアプランや報酬請求等について保険者の立場で確認を行うなど、市町と連携した指導監査を実施した。
- ② 当局が独自に構築した指導監査データベースにより、過去から直近までの個々の施設運営の特性や傾向を把握し、事業者指導を行った。
- ③ 必要に応じて福祉監査指導課法人指導担当職員による経理関係の確認を行い、当局職員は施設運営や利用者の処遇関係について重点的に点検を行うようにした。

ウ 成 果

○上記①に対する成果

市町と連携した指導監査により、利用者の心身の状況に沿ったプランの作成や支援の点検を行うことができた。

また、報酬請求の確認によって請求誤り等について適切に指導することができた。

○上記②に対する成果

過去複数年に亘る指導内容を把握の上で監査に臨むことで、効果的かつ一貫性のある指導を行うことができた。

○上記③に対する成果

施設運営関係と経理関係を分けることで、より細部まで確認・指導することができた。

○その他の成果

平成28年10月鳥取県中部地震により、中部管内各地で土砂崩れが発生したことから通所介護事業所、指定障害福祉サービス事業所の集団指導において、施設長や管理職員に対して「風水害・土砂災害」について講義し、各施設職員への自然災害防止に対する意識啓発や訓練の実施を周知した。

エ 課 題

平成29年度の指導監査においては、施設職員に対して「風水害・土砂災害」などの自然災害に対する防災訓練についての訓練実施状況及び訓練内容を重点的に点検することが必要。

6 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

農福連携推進事業	決算(見込)額	財 源 内 訳		
		国庫支出金	そ の 他	一般財源
	—	—	—	—

将来ビジョン I ひらく
(3) 就業を希望する人が県内で「いきいきと働ける就業環境」を整備

政策項目 III 暮らしに安心
3. バリアフリー社会の実現

(概 要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

- ・ 障がい者の新たな就労の場として農業分野（水産業等も含む）への就労を促進する。

(イ) 事業の実施状況

- ・ 福祉保健局に農福連携推進コーディネーターを配置し、障がい者事業所と農業者等との作業受委託を円滑に進めるためマッチング支援を行った。
- ・ 自らの事業として農業（自主農業）に取り組む福祉事業所に対して農協や農業改良普及所と協力・連携し、栽培管理や出荷手法等についてアドバイスを行った。

<マッチング実績の推移>

区 分		H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
マッチング 件数	新規	3 4	3 2	1 1	2 1	1 6	1 4	1 1
	継続	—	2	4	1 1	7	1 3	1 3
直接契約件数		—	2	8	1 1	3 0	2 9	4 4
計		3 4	3 6	2 3	4 3	5 3	5 6	6 8
作業委託した農業者数		1 0	1 3	1 5	1 9	2 4	3 5	3 0
作業受託した事業所数		7	5	6	7	9	9	1 5

(注) マッチング件数・直接契約の件数は契約件数を示したもの。農業者及び事業所の中には複数者と契約した者もあるためその数と契約件数は一致しない。H28は第3四半期まで。

<自主農業への支援>

- ・ 自主農業による栽培作物の病害や生育不良に対する助言を行い、必要に応じて農業改良普及所等と連携して課題解決のための検討を行った。（A事業所で収益増により経営改善した。）
- ・ 通年的な農作業の確保と施設の効率利用のため、休閑期の栽培品目の提案や栽培技術の助言等を農業改良普及所等と連携して行った。（ハウスを利用した休閑期での白葱栽培など）

イ 平成28年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・ ニーズの高い施設内への持ち込みが可能な受託作業（大豆選別、らっきょう根切り）について新たに取り組む障がい者事業所の掘り起こしを行った。
- ・ 自主農業に取り組む事業者に対して、作物の生育状況等についての相談に対応するとともに、休閑期の栽培品目の提案や栽培技術の助言等に取り組んだ。
- ・ 新たに農業参入した企業を訪問して障がい者の就労機会の意向を確認、障がい者事業所の施設外就労とのマッチングに取り組むとともに、障がい者が働きやすい職場環境についてのアドバイスを行った。（FGOファーム、NEXTファームなど）

ウ 成 果

- ・ 直接契約を含めて受託契約件数は増えており、障がい者の就労機会の拡大に繋がった。特に水産品の加工作業が直接契約として定着した。（海藻加工）
- ・ 自主農業で生育不良などの問題を抱えていた事業者について、農業改良普及所との連携により

適切な指導支援を行ったことにより、作物の生育状況に改善がみられ、自主農業の改善に繋がった。

- ・企業による農業参入によって農作業の委託側が多様化したことにより、今後の作業工賃の向上も見込まれる。

エ 課 題

- ・中部圏域には就労系の障がい者事業所が少なく、この中でも農作業に対応できる事業所は限られており、受託側が不足する状況となっている。
- ・障がい者事業所は農業への知識、技能が不十分であり、特に営農の経験の浅い障がい者事業所に対する助言、指導が必要である。
- ・農業外の業種において好条件での作業依頼が増加しており、事業所では条件比較により農業外作業へ移行していく傾向が見られるようになっている。

DV被害者支援事業		決算(見込)額	財 源 内 訳							
			国庫支出金	そ の 他	一般財源					
		—	—	—	—					
将来ビジョン	V 支え合う (3-3-1) DV (ドメスティックバイオレンス) や児童虐待がなくなり、 また、ひとり親家庭が自立して生活できるような社会の実現									
政策項目										
(概 要)										
ア 目的及び事業の実施状況										
(ア) 目的										
DV被害者支援を適切に行うとともに、普及啓発や関係機関の連携強化・職員の資質向上により、DV防止と被害者支援の充実を図る。										
(イ) 事業の実施状況										
<相談支援>										
・24時間体制(休日夜間オンコール)でDV被害者からの相談に応じるとともに、緊急時において安全確保のための一時保護を行っている。										
DV相談件数(延数・年度)										
区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
県内	659	712	775	811	1001	996	934	863	923	696
*中部	98	119	111	87	81	76	94	111	98	119
DV一時保護件数(年度)										
区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
県内	66	83	66	75	68	58	63	38	31	21
*中部	10	16	10	14	13	13	13	5	6	4
<普及啓発・人材育成>										
・内閣府が定める「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、DV防止等に係る意識啓発と相談窓口等の周知を図るため、市町、母子生活支援施設、警察など関係機関と協力して、街頭啓発活動及びパネル展示を実施した。										
・関係機関の担当職員ネットワーク会議(事例検討ほか)、研修会を開催した。(4回)										
・DV予防啓発支援員を研修講師として派遣し、高等学校・専門学校の生徒を対象にデートDV予防学習を実施(4回)										
・DV予防啓発支援員の資質向上を図るためのフォローアップ研修を開催した。(1回)										
イ 平成28年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点										
・DV被害者支援の関係者を対象とした研修会においては、DV被害当事者による講義や座談会形式によるディスカッションを新たに取り入れるなど、内容を充実させた。										
・新たに、鳥取短期大学・鳥取看護大学でデートDV予防学習を実施していただくよう、働きかけを行った。										
ウ 成 果										
・ネットワーク会議において、DV対応について事例の紹介・検討をすることで具体的な対応の仕方等について学習できた。										
・平成29年度、初めて鳥取短期大学・鳥取看護大学においてデートDV予防学習を実施する運びとなった。(鳥取看護大学：29年7月予定、鳥取短期大学：日程調整中)										

エ 課 題

- ・デートDV予防学習の実施後に行ったアンケートでは、既に被害に遭っているとの回答もあり、中学校での予防教育の実施に向けて検討が必要である。

6 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

中部地区がん検診受診率向上推進事業	決算(見込)額	財 源 内 訳		
		国庫支出金	そ の 他	一般財源
	1, 0 0 1	2 4 6		7 5 5
将来ビジョン	V 支えあう (4) 「あんしん医療体制」構築と「健康づくり文化」の創造			
政策項目	9 がん対策の総合的な推進			

(概 要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

- ・がん検診受診率の向上(職域検診含む) <各がん検診、対前年度の1割増>
- ・がんになった方への支援の充実

(イ) 事業の実施状況

項 目	内 容
県民への検診啓発	・中部地区オリジナルポスター・チラシ・啓発物の作成 ・啓発キャンペーン・出張がん予防教室の実施 ・がん検診啓発シンポジウム(厚生病院公開講座と協働)
検診を受けやすい体制づくり	・かかりつけ医からの受診勧奨の推進 ・各市町の実施する検診体制の検討
受診勧奨強化	・未受診者に焦点を当てた取り組みの推進 ・未受診者に特化した受診勧奨方法の検討 ・職域への取り組みの強化
受動喫煙防止対策の強化	・鳥取県健康づくり応援施設の認定推進 ・世界禁煙デー啓発キャンペーンの実施
患者支援の充実	・がん患者に対するウィッグ等の購入費助成 ・がん先進医療費利子補給
連絡会議等の開催	・医師・住民・検診関係機関等の意見交換 ・市町との具体的取り組みの意見交換

イ 平成28年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・「中部はひとつ」を合い言葉に、推進会議及び課長会議(実務者会議)により情報・意見交換を進め、中部が一体となった取り組みを継続した。
- ・がん検診推進に加え、患者への支援の充実を強化した。

ウ 成 果

- ・全がんで受診率が向上した。

平成28年度受診率見込(H29.3月末時点)

	H27	H28見込		H27	H28見込
胃がん	23.9%	24.7%	乳がん	16.0%	17.4%
肺がん	29.5%	30.1%	子宮がん	24.0%	25.0%
大腸がん	29.4%	29.7%			

- ・がん検診推進パートナー企業の認定推進、企業との連携した活動、がん診療連携拠点病院との連携等、広域的な対策に拡大してきた。
- ・がん患者に対する補整具購入費助成事業について多くの利用があった。
平成28年度利用状況：28件(ウィッグ：24件、補正下着：4件)

エ 課 題

- ・がん検診受診率は年々増えているが前年度の1割増に届かず全国的な受診率50%には程遠い状況。継続した取り組みが必要である。
- ・がんになった方への支援は、がん診療拠点病院等と連携を図り継続支援が必要である。

6 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
感染症対策推進事業	119	59		60
将来ビジョン	V 支えあう(4)「あんしん医療体制」構築と「健康づくり文化」の創造			
政策項目	10健康危機に対応する拠点機能の整備			

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

県内又は中部圏域において、県民の社会生活に重大な影響を及ぼすことが予想される新型インフルエンザやエボラ出血熱等が発生した場合、患者を感染症指定医療機関へ移送し、蔓延防止を図り、住民生活への被害を最小限に抑え、適切な医療が提供できるよう医療体制等の整備を行う。

(イ) 事業の実施状況

項目	内容									
新型インフルエンザ等への対応に係る体制整備及び対応訓練	<ul style="list-style-type: none"> 健康政策課主催のエボラ出血熱患者移送訓練への参加(12月5日) 局内及び生活環境局職員対象に防護服の着脱訓練及び陰圧テント設置訓練等実施(7月5日、7日) 									
医療機関との連携強化及び医療機関従事者等の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関職員を対象に研修会及び会議を開催 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>内容</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月1日</td> <td>感染制御地域支援ネットワーク会議</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>2月7日</td> <td>感染制御地域支援ネットワーク研修</td> <td>55人</td> </tr> </tbody> </table>	日時	内容	人数	12月1日	感染制御地域支援ネットワーク会議	35人	2月7日	感染制御地域支援ネットワーク研修	55人
日時	内容	人数								
12月1日	感染制御地域支援ネットワーク会議	35人								
2月7日	感染制御地域支援ネットワーク研修	55人								

<その他感染症等への対応>

感染症予防に関する衛生教育	・福祉施設職員等を対象に研修会を開催		
	日時	内容	人数
	6月8日	ダニ・蚊媒介感染症等について	193人
	12月6日	インフルエンザについて	42人
	12月15日	感染性胃腸炎等について	90人

イ 平成28年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- 平成14年頃から感染症患者移送訓練等を継続実施しており、平成28年度は、局内のみならず、生活環境局職員も訓練に参加し、実働訓練を行った。訓練前の打ち合わせや訓練後の課題・改善点の整理等、関係機関と意見交換した。また、マニュアル等の運用にあたっては、新たな知見も入れながら、次年度の訓練等に活用できるよう課題・対応策を整理した。

ウ 成果

- 関係機関(第1種感染症指定医療機関等)と協力し対応訓練を行うことで、感染症発生時の役割分担、連携方法等を共通認識することができた。
- 感染制御地域支援ネットワーク会議において、関係機関が一同に各種マニュアルを確認することで、県内感染期の医療機関の患者受け入れ体制の一部に未整備な箇所が判明する等、課題が明確になり、次年度の対策に生かすことができた。

エ 課題

- 新型インフルエンザの県内感染期における患者の状態に応じた入院病床利用調整方法が一部未整備な箇所があるため、関係医療機関と具体的な調整方法を整理する。
- 各種マニュアルが最新の医学的知見に対応するよう、引き続き各種マニュアルの確認、随時見直しを行う。
- 新興・再興感染症(エボラ出血熱等)、麻しん、デング熱等輸入感染症等発生時に迅速に対応できるよう、職員対応能力の維持向上に向けた訓練等を継続実施する。

8 収入事務処理状況調べ
 (1) 分担金及び負担金:該当なし

(2) 使用料:該当なし

(3) 手数料

(平成29年3月31日現在)
 (単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
手数料	衛生手数料	衛生試験検査手数料	56	36,400	36,400	0	0	鳥取県保健所条例	
	衛生手数料	衛生事業許可等手数料	1	18,000	18,000	0	0	鳥取県手数料条例 25-1	
	衛生手数料	栄養士免許等手数料	1	3,200	3,200	0	0	鳥取県手数料条例 68	
		計(節)	58	57,600	57,600	0	0		
		目計	58	57,600	57,600	0	0		
		合計	58	57,600	57,600	0	0		

(4) 財産収入:該当なし

(5) 諸収入

(平成29年3月31日現在)
 (単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
雑収入	雑収入	コピー代	7	170	170			中部総合事務所納税証明書等の コピーにかかる処理要領	
		普通旅費の一部返納	1	1,400	1,400			職員の旅行等に関する条例	
	生活保護徴収金及び返還金(返還金)	379	3,068,991	934,607	195,000	1,939,384	生活保護法63条		
	生活保護徴収金及び返還金(徴収金)	456	4,722,459	101,000	362,791	4,258,668	生活保護法78条		
		生活保護医療扶助審査報酬町負担	3	203,550	0	0	203,550	湯梨浜町、北栄町、琴浦町との協 定書	
		目計	846	7,996,570	1,037,177	557,791	6,401,602		
		合計	846	7,996,570	1,037,177	557,791	6,401,602		

(平成29年3月31日現在)
(単位:円)

(母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子福祉資金貸付金元利収入	2,955	20,578,437	14,107,814	0	6,470,623	母子及び父子並びに寡婦福祉法	
母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	寡婦福祉資金貸付金元利収入	168	1,779,372	1,126,802	0	652,570	〃	
目計		計(節)	3,123	22,357,809	15,234,616	0	7,123,193		
			3,123	22,357,809	15,234,616	0	7,123,193		
雑入	雑入	母子福祉資金貸付金雑入	25	170,932	1,450	0	169,482	母子及び父子並びに寡婦福祉法	
		寡婦福祉資金貸付金雑入	0	0	0	0	0	〃	
		計(節)	25	170,932	1,450	0	169,482		
		目計	25	170,932	1,450	0	169,482		
		合計	3,148	22,528,741	15,236,066	0	7,292,675		

(6) 現金の取扱状況
ア 現金取扱状況

(平成29年3月31日現在)
(単位:円)

収入科目(節)	収入済額	備考
衛生手数料	57,600	24件 文書手数料、検査手数料
雑入(一般会計)	170	7件 コピ一代
雑入(一般会計)	58,000	13件 生活保護費返還金
母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入(母子寡婦福祉資金貸付金元利収入)	748,735	114件 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入
合計	864,505	158件

イ つり銭の状況
該当なし

9 収入未済額調べ

(平成29年3月31日現在)

(一般会計)

(単位:円)

収入科目 目	区分		過年度						現年度			収入未済額 (A+B)	未収理由	
	節	細節	前年度以前からの繰越額	左のうちの収入済額	不納欠損額	差引収入未済額(A)	収入未済額の調定年度内訳			調定額	収入済額			収入未済額(B)
							25年度以前	26年度	27年度					
雑入		保護費返還金徴収金及び返還金(返還金)	2,136,124	219,140	195,000	1,721,984	1,288,518	200,400	233,066	932,867	715,467	217,400	1,939,384	生活困窮のため
		保護費返還金徴収金及び返還金(徴収金)	4,128,459	51,000	362,791	3,714,668	2,810,316	474,000	430,352	594,000	50,000	544,000	4,258,668	生活困窮のため
		生活保護医療扶助審査報酬町負担				0				203,550	0	203,550	203,550	収入年月日 平成29年4月20日(湯梨浜) 平成29年4月20日(琴浦) 平成29年4月20日(北条)
合計		目計	6,264,583	270,140	557,791	5,436,652	4,098,834	674,400	663,418	1,730,417	765,467	964,950	6,401,602	
合計			6,264,583	270,140	557,791	5,436,652	4,098,834	674,400	663,418	1,730,417	765,467	964,950	6,401,602	

(平成29年3月31日現在)

(母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

(単位:円)

収入科目 目	区分		過年度						現年度			収入未済額 (A+B)	未収理由	
	節	細節	前年度以前からの繰越額	左のうちの収入済額	不納欠損額	差引収入未済額(A)	収入未済額の調定年度内訳			調定額	収入済額			収入未済額(B)
							25年度以前	26年度	27年度					
母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入		母子福祉資金貸付金元利収入	5,658,617	1,381,330	0	4,277,287	2,958,642	605,123	713,522	14,919,820	12,726,484	2,193,336	6,470,623	生活困窮のため
		寡婦福祉資金貸付金元利収入	514,200	160,000	0	354,200	80,600	110,400	163,200	1,265,172	966,802	298,370	652,570	"
		計(節)	6,172,817	1,541,330	0	4,631,487	3,039,242	715,523	876,722	16,184,992	13,693,286	2,491,706	7,123,193	
雑入		目計	6,172,817	1,541,330	0	4,631,487	3,039,242	715,523	876,722	16,184,992	13,693,286	2,491,706	7,123,193	
雑入		母子福祉資金貸付金雑入	170,932	1,450	0	169,482	168,012	1,470	0	0	0	0	169,482	生活困窮のため
合計		目計	6,343,749	1,542,780	0	4,800,969	3,207,254	716,993	876,722	16,184,992	13,693,286	2,491,706	7,292,675	

10 未回収促進のための取組状況調べ

収入科目及び金額		目		節		細節(又は種別)		収入未済額(円)	
		母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入		母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入		母子福祉資金貸付金元利収入		7,292,675円	
		債権管理事務取扱要領の作成の有無		・(作成済)(H26年3月改正) (未作成の場合、その理由)		・未作成			
		債権分類の実施(未納者の分類を行っているか) (要領等で分類の区分、考え方を定めた部分の写しを添付すること。)		・(実施済) (未実施の場合、その理由)		・未実施			
区分	相手方	相手方の状況	実人数	督促状発行	催告	臨戸訪問	分納件数	回収委託	
現年度分	A	・滞納期間が3ヶ月未満であり、概ね自発的・定期的に納入がある。 ・口座振替不能や、納付忘れ。 ・定期的に電話や訪問により督促しないと納付しない。	11人	11人	・文書 ・電話	4人	1人	0人	
	B	・生活状況が苦しく、分納、又は遅れながら納付をしている。	4	4	・文書 ・電話	0	3	0	
	C	・生活状況が苦しく、分納、又は遅れながら納付をしている。 ・電話や訪問により督促を行うが、納付意識が薄い。 ・折衝困難。	13	13	・文書 ・電話	6	8	0	
	D	・電話や訪問により督促を行うが、納付意識が薄い。 ・折衝困難。	8	8	・文書 ・電話	5	1	3	
	E	・自発的・定期的に納入がある。	1	1	・文書 ・電話	0	1	0	
過年度分	A	・定期的に電話や訪問により督促しないと納付しない。	3	3	・文書 ・電話	1	3	0	
	B	・生活状況が苦しく、分納、又は遅れながら納付をしている。	10	10	・文書 ・電話	3	7	0	
	C	・電話や訪問により督促を行うが、納付意識が薄い。 ・折衝困難。	4	4	・文書 ・電話	2	1	3	
	D	・借主死亡、連帯保証人生活保護受給者。 ・借主、保証人ともに高齢であり、収入がない状態。	2	2	・文書 ・電話	0	0	0	
	E								
<p>(上記以外の取組) ・1ヶ月滞納となった場合にも、生活状況の把握、償還指導を行っている。 ・連帯保証人への連絡。 ・定期的に償還会議を行い、個々に応じた対応を検討している。</p> <p>(取組の効果) ・過年度分について、未回収の回収率が上がった。 ・今まで連絡のなかった滞納者が、定期的に納付するようになった。</p>									

※実人数は、現年度分、過年度分と重複している。

収入科目及び金額		目 雑入		節 雑入		節 (又は種別) 生活保護返還金及び徴収金		収入未済額(円)	
		債権管理事務取扱要領の作成の有無		・(作成済)(H26年3月改正) (未作成の場合、その理由)		・未作成		6,401,602円	
		債権分類の実施(未納者の分類を行っているか) (要領等で分類の区分、考え方を定めた部分の写しを添付すること。)		・(実施済) (未実施の場合、その理由)		・未実施			
区分	相手方	相手方の状況	実人数	督促状発行	催告	臨戸訪問	分納件数	回収委託	
現年度分	A	・定期的な納入が有り、徴収が概ね可能。	4	4	・文書 ・電話	1	4	4	0
	B	・不定期であるが納入が有り、徴収が見込まれる。	3	3	・文書 ・電話	2	3	3	0
	C	・徴収決定に不満又は納入意志なし等で徴収することが困難。	0	0	・文書 ・電話	0	0	0	0
	D	・主死亡、行方不明等で徴収することが非常に困難又は不可能。	4	4	・文書 ・電話	4	2	0	0
過年度分	A	・定期的な納入が有り、徴収が概ね可能。	4	4	・文書 ・電話	1	4	4	0
	B	・不定期であるが納入が有り、徴収が見込まれる。	7	7	・文書 ・電話	5	7	7	0
	C	・徴収決定に不満又は納入意志なし等で徴収することが困難。	2	2	・文書 ・電話	2	2	2	0
	D	・主死亡、行方不明等で徴収することが非常に困難又は不可能。	6	6	・文書 ・電話	2	5	5	0

(上記以外の取組)

- ・保護費や年金受給直後の督促など工夫して対応する。
- ・年金の遡及受給や土地建物の売買等による返還金等については、速やかに被保護者本人と連絡調整を行うなど早期の債権回収に努める。
- ・早期の債権回収ができなかった事案については、履行誓約書(権約書)を徴収するとともに、支払い能力に応じた分割納付計画の作成指導を行う。
- ・新たな滞納者の発生防止として、保護の開始時及び少なくとも年1回、被保護者に対し適正な収入申告を行うようパンフレットを用いて届出義務の徹底を図った。
- ・また、毎年1回、年金調査、課税調査を実施している。

(取組の効果)

- ・過年度分の返還の一部が履行された。
- ・収入の速やかな届出の意識が高まった。

(参考)(過年度分債権回収額)

- ・議会報告の債権回収計画
(目標) 300,000円
(実績) 270,140円

※実人数は、現年度分、過年度分と重複している。

格付	大区分	細区分	基本対応
A	初期滞納者 定期的納入者	①新規滞納者のうち滞納期間が3ヶ月未満のもの ②概ね自発的・定期的に納入があるもの	①新規滞納については、発生初期に償還指導。 ②毎月納入状況を確認。
B	要注意滞納者	定期的に電話督促、集金訪問等を行わないと納入が滞るもの	・毎月訪問集金、電話等による督促を実施。 ・納入がなかったことが分かったり次第、随時督促。次回納入予定日の確認。
C	要指導強化滞納者	①生活状況や収入が不安定で、随時確認を取り生活状況の確認、償還督促を行う必要があるもの ②定期納入があるが、小額で滞納解消の目処がたたないもの	①毎月及び随時に電話督促、訪問等により生活状況を確認。 ②毎月生活状況等を確認。可能なら分納額増額等を要請。
D	処遇困難滞納者	面接拒否や行方不明等で債務者との折衝が困難だったり、全員の納入意思がない等により、今後の償還の見込みが立たないもの	・債務者への所定の折衝、市町村等への住所照会等、定期的かつ可能な範囲で償還督促を行うことにより督促を継続。
E	不能欠損対象	①時候要因の発生から10年が経過し、今後も納入の見込みが立たず、時効援用が申し立てられる可能性のあるもの ②債務者のすべてが、免責等により債務が消滅したもの	①定期的に債務者等の状況を確認。 ②不能欠損協議。

(1) 生活保護費返還金、徴収金 滞納者の区分け

区分	考え方
A 定期的な徴収が概ね可能な者	(生活保護世帯) ・適切な金銭管理が出来る場合。 (非生活保護世帯) ・収入が安定している場合。
B 徴収が見込まれる者	(生活保護世帯) ・月の支出によっては、支払いが困難になることもあるが、不定期でも徴収が可能な場合。 (非生活保護世帯) ・収入は不安定であるが、不定期でも徴収が可能な場合。
C 徴収することが困難な者	(生活保護世帯) ・徴収決定に対しての不満があり、納入意思がない場合。 ・適切な金銭管理が困難な場合。 ・他の負債を抱えている場合。 (非生活保護世帯) ・徴収決定に対しての不満があり、納入意思がない場合。 ・失業している場合。 ・収入が不安定で他の負債を抱えている場合。
D 徴収することが非常に困難な者又は不可能な者	(生活保護世帯) ・徴収決定に対しての不服があり、納入理解が全くない場合。 ・他の負債を抱えている場合。 (非生活保護世帯) ・徴収決定に対しての不服があり、納入理解が全くない場合。 ・失業している場合。 ・収入が不安定で多額・複数の負債を抱えている場合。

11 不納欠損額調べ

(平成29年3月31日現在)

(単位:円)

収入科目			不納欠損額	不納欠損の理由
目	節	細節		
雑入	雑入	保護費返還金及び徴収金(返還金)	487,157	消滅時効が成立したため
		保護費返還金及び徴収金(返還金)	70,634	相続放棄のため
目計			557,791	
合計			557,791	

12 負担金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1)負担金

(平成29年3月31日現在)

(単位:円)

予算科目(目)	予算令達額	負担金の名称	支出先	負担率	支出年月日	支出金額	支出の根拠法令名等(規約、要綱等を含む)	備考
身体障がい者福祉費(支出額が10万円未満のもの)	7,000					7,000		文書ID16-00069928
目計	7,000					7,000		
知的障がい者福祉費(支出額が10万円未満のもの)	8,000					8,000		文書ID16-00064629
目計	8,000					8,000		
保健所費(支出額が10万円未満のもの)	45,000					45,000		文書ID16-00030561
目計	45,000					45,000		
合計	60,000					60,000		

- (2)補助金
 予算科目 (児童福祉総務費)
 ① 国 補 分 : 該当なし
 ② 単 県 分

(平成29年3月31日現在)
 (単位:円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認又は内 示年月日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備 考	
			補助率及び 補助金額	交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年月日	概算払 精算払 の別	支出年月 日	金 額		
事業の内容			交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日						
鳥取県低年齢児受入施設保 育士等特別配置事業費補助 金 (平成14年度)	倉吉市	一 部	30,204,900	—	—		概算払	H28.9.2	9,046,000	文書ID 16- 00167488	
			(補助率: 1/2)	H28.6.30	—	—					
				(H28.7.28) H29.3.14							
			15,091,000				計		9,046,000		
1歳児に対し、担当する保 育士等の加配を行う市町村に 対する補助金	三朝町	一 部	2,806,650	—	—		概算払	H28.9.2	839,000		
			(補助率: 1/2)	H28.6.22	—	—					
				(H28.7.28) H29.3.14							
				1,401,000				計		839,000	
	湯梨浜町	一 部	(補助率: 1/2)	10,261,350	—	—		概算払	H28.9.2	3,074,000	
					H28.6.30	—	—				
					(H28.7.28) H29.3.14						
				5,128,000				計		3,074,000	
	琴浦町	一 部	(補助率: 1/2)	8,895,150	—	—		概算払	H28.9.2	2,570,000	
					(H28.6.30) H29.1.20	—	—				
					(H28.7.28) H29.3.14						
				4,443,000				計		2,570,000	
北栄町	一 部	(補助率: 1/2)	7,989,300	—	—		概算払	H28.9.2	2,392,000		
				H28.6.27	—	—					
				(H28.7.28) H29.3.14							
			3,992,000				計		2,392,000		
保育サービス多様化促進事 業費補助金 (平成12年度)	倉吉市	一 部	26,854,740				概算払	H28.10.4	8,682,000	文書ID 16- 00167485	
			(補助率: 1/2)	H28.7.19							
			13,426,000	(H28.8.26) H29.3.14			計		8,682,000		
障がい児保育、乳児保育を 実施する市町村に対する補 助金	三朝町	一 部	2,673,000		—		概算払	H28.10.4	863,000		
			(補助率: 1/2)	H28.7.13	—	—					
				(H28.8.26) H29.3.14							
				1,336,000				計		863,000	
	湯梨浜町	一 部	(補助率: 1/2)	11,583,000		—		概算払	H28.10.4	3,744,000	
					H28.7.19	—	—				
					(H28.8.26) H29.3.14						
				5,791,000				計		3,744,000	
	琴浦町	一 部	(補助率: 1/2)	21,989,880		—		概算払	H28.10.4	7,109,000	
					H28.7.19	—	—				
					(H28.8.26) H29.3.14						
				10,994,000				計		7,109,000	
北栄町	一 部	(補助率: 1/2)	20,867,220		—		概算払	H28.10.4	6,746,000		
				H28.7.15	—	—					
				(H28.8.26) H29.3.14							
			10,433,000				計		6,746,000		
鳥取県災害遺児手当支給事 業費補助金 (昭和48年度)	倉吉市	一 部	424,000	—	—					文書ID 16- 00041043	
			(補助率: 1/2)	H28.6.8	—	—					
				H28.6.16							
			212,000				計		0		
災害遺児について手当を支 給する市町村に対する補助 金	北栄町	一 部	54,000	—	—					文書ID 16- 00054931	
			(補助率: 1/2)	H28.6.30	—	—					
				H28.7.13							
			27,000				計		0		
鳥取県保育料無償化等子育 て支援事業費補助金 (平成27年度創設、平成28年 度名称改正)	倉吉市	一 部	114,073,630	—	—		概算払	H28.10.7	36,122,000	文書ID 16- 00167490	
			(補助率: 1/2)	H28.7.29	—	—					
				(H28.9.1) H29.3.14							
				57,036,000				計		36,122,000	
	湯梨浜町	一 部	(補助率: 1/2)	53,935,224	—	—		概算払	H28.10.7	17,977,000	
					H28.7.29	—	—				
				H28.9.1							
			26,966,000				計		17,977,000		
同一世帯の第3子以降の児 童に係る保育料を無償とし る市町村に対する補助金	琴浦町	一 部	45,861,610	—	—		概算払	H28.10.7	14,522,000		
			(補助率: 1/2)	H28.7.22	—	—					
				(H28.9.1) H29.3.14							
			22,930,000				計		14,522,000		

- (2)補助金
 予算科目 (児童福祉総務費)
 ① 国 補 分 : 該当なし
 ② 単 県 分

(平成29年3月31日現在)
 (単位:円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認又は内 示年月日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況		備 考		
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年月日	概算払 精算払 の別	支出年月 日		金 額	
事 業 の 内 容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日					
	北栄町	一部	35,998,590	-	-	-	概算払	H28.10.7	10,865,000		
			(補助率:1/2)	(H28.7.29) H29.1.18	-	-					
			17,999,000	(H28.9.1) H29.3.14	-	-	計	10,865,000			
鳥取県産休等代替職員費補助金 (平成17年度)	倉吉市福庭85 学校法人 藤田学院		270,000	-	-	H28.7.14	概算払 精算払	H28.5.13 H28.7.21	180,000 90,000	文書ID 16- 00054447	
			(補助率:単価制)	H28.4.22	-	-					
			270,000	H28.4.27	H28.7.8	H28.7.14	計		270,000		
児童福祉施設等の職員が、 出産または傷病のため長期 休暇を必要とする場合、代替 職員を臨時的に任用する経 費に対する補助金	倉吉市上灘町 41-1		450,000	-	-	H28.9.27	概算払 精算払	H28.6.3 H28.10.7	360,000 90,000	文書ID 16- 00087688	
			(補助率:単価制)	H28.5.17	-	-					
				450,000	H28.5.19	H28.9.20	H28.9.27	計		450,000	
	倉吉市東町34 社会福祉法人 愛児園			450,000	-	-	-	概算払	H28.12.2	360,000	文書ID 16- 00072704
				(補助率:単価制)	H28.8.22	-	-				
				450,000	H28.8.30	-	-	計		360,000	
	倉吉市山根55 社会福祉法人 敬仁会			630,000	-	-	H28.11.4	概算払 精算払	H28.6.10 H28.11.15	540,000 90,000	文書ID 16- 00104781
				(補助率:単価制)	H28.5.31	-	-				
				630,000	H28.6.1	H28.10.31	H28.11.4	計		630,000	
	北栄町			720,000	-	-	-	概算払	H29.1.17	450,000	文書ID 16- 00120511
				(補助率:単価制)	H28.11.30	-	-				
				720,000	H28.12.6	-	-	計		450,000	
倉吉市			540,000	-	-	H28.9.5	概算払	H28.6.14	540,000	文書ID 16- 00077572	
			(補助率:単価制)	H28.5.25	-	-					
			540,000	H28.5.31	H28.8.31	H28.9.5	計		540,000		
倉吉市上井 781-1 社会福祉法人 倉吉東福祉会			180,000	-	-	H28.8.3	概算払	H28.6.10	180,000	文書ID 16- 00063743	
			(補助率:単価制)	H28.5.30	-	-					
			180,000	H28.6.1	H28.7.21	H28.8.3	計		180,000		
単 県 分 計									127,431,000		

- 予算科目 (生活習慣病予防対策費)
 ① 国 補 分 : 該当なし
 ② 単 県 分

(平成29年3月31日現在)
 (単位:円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認又は内 示年月日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況		備 考	
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年月日	概算払 精算払 の別	支出年月 日		金 額
事 業 の 内 容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日				
鳥取県がん対策加速事業 医療用ウィッグ(かつら)・補 整下着購入経費補助金 (平成28年度)	-		660,000	-	-	-	精算払	H28.5.18 外27件	509,000	ウィック24件 補正下着4件 文書ID 16- 00012409 外
			(補助率:上限 20,000円)	H28.4.18 外 H28.4.28 外	-	-				
単 県 分 計									509,000	
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の()書きは、変更のあるものの当初の年月日である。 2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記載する場合の()書きは補助金相当額である。									

- (3)交付金
 該当なし

(4)委託料

(平成29年3月31日)(単位:円)

予算科目 (目)	国補 単別の別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当初契約			入札等 年月日 (契約保証 金納付等 年月日)	完了 年月日	支出の状況			備考
				予定価格	(契約年月日) 契約額	契約期間			支出 区分	支出 年月日	金額	
				変更契約(最終)	(契約年月日) 契約額	契約期間	契約形態	履行検査 年月日				
身体障がい者福祉費	単	身体障がい者定期相談診療業務委託	鳥取県立厚生病院 院長 井藤 久雄	-	(H28.4.7) 351,720	~ H28.4.7 H29.3.31	(免除)	H29.3.24	精	29.4.4	351,735	文書ID 16-0000477 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号:特定 のものでなければ納入す ることができない。
							随	H29.3.24				
児童措置費	国補	母子生活支援施設措置委託料	(福)倉吉東福祉会 〔倉明園〕	児童入所施設措置費	(28.4.1) 厚生労働省の 定める支弁基 準	~ 28.4.1 29.3.31	(免除)	29.3.31	概/ 精	28.4.13外	4,485,915	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号:特定 のものでなければ納入す ることができない⑤ 文書ID 16-00001647 外
					()	-	随	28.4.4外				
目計											4,485,915	
生活保護総務費 (予定価格が20万円 未満のもの)											6,408	
目計											6,408	
公衆衛生 総務費	国補	原爆被爆者 健康診断委託	(公)鳥取県 中部医師会	-	(H28.5.17) 5,346円/件 外	~ H28.5.17 H29.3.31	(免除)	H29.3.31	精	H28.6.16 外	407,087	文書ID 16-00023317 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号:特定 のものでなければ納入す ることができない。
					()		随	H28.6.10外				
目計											407,087	
結核対策費	国補	結核患者及び接 触者健康診断委託	鳥取県立厚生病院 外	-	(H28.4.1) 5,314円/件 外	~ H28.4.1 H29.3.31	(免除)	H29.3.31	精	H28.4.27 外	718,667	文書ID 15-00174172 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号:特定 のものでなければ納入す ることができない。
					()		随	H28.4.18外				
目計											718,667	
難病対策費	国補	在宅人工呼吸器 使用患者支援事 業委託	(医)清和会 訪問看護ステーション せいわ外	-	(H28.4.1) 8,450円/件外	~ H28.4.1 H29.3.31	(免除)	H29.3.31	精	H28.5.11 外	6,224,100	文書ID 15-00173837 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号:特定 のものでなければ納入す ることができない。
					(H28.4.1) 19,000円/日	~ H22.11.1 5	(免除)	H29.3.31				
難病対策費	国補	在宅重症難病患者 一時入院支援 事業委託	県立厚生病院外	-	(H28.4.1) 19,000円/日	~ H22.11.1 5	(免除)	H29.3.31	精	H28.5.10 外	570,000	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号:特定 のものでなければ納入す ることができない。
							随	H28.5.7外				
目計											6,794,100	
生活習慣病 予防対策費	国補	肝炎ウイルス医療 機関検診事業 委託	(公)鳥取県 中部医師会	-	(H28.4.1) 5,292円/件外	~ H28.4.1 H29.3.31	(免除)	H29.3.31	精	H28.5.25 外	63,504	文書ID 15-00179508 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号:特定 のものでなければ納入す ることができない。
							随	H28.5.16				
目計											63,504	
予防費	国補	風しん抗体価検査 業務委託	(公)鳥取県 中部医師会	-	(H28.4.1) 5,250円/件外	~ H28.4.1 H29.3.31	(免除)	H29.3.31	精	H28.4.21 外	283,590	文書ID 15-0017864 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号:特定 のものでなければ納入す ることができない。
							随	H28.4.12				
目計											283,590	
保険所費 (予定価格が20万円 未満のもの)											6,480	
目計											6,480	
合計											12,765,751	

14 財産に関する調べ

(1) 公有財産 該当なし

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成29年3月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購 入 額	使 用 額		
郵便切手及び郵便はがき	円 26,970	円 70,162	円 81,867	円 15,265	
収入印紙	—	—	—	—	
収入証紙	—	—	—	—	
タクシークーポン券	—	—	—	—	
鉄道バスプリペイドカード	—	—	—	—	
合 計	26,970	70,162	81,867	15,265	

注1 鳥取県物品事務取扱規則第3条第2項第3号に規定する金券類について記載すること。

2 鳥取県物品事務取扱規則の運用方針及び留意事項第17条関係の3の区分により記載すること。

イ タクシーチケットの受払状況

(平成29年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		本年度末未使用枚数
	購 入 枚 数	使用枚数及び金額	
54 枚	0 枚	0 枚 0 円	54 枚

15 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物 該当なし

(2) 物品

(平成29年3月31日現在)

品名	数量	規格・銘柄	貸付期間	貸付料(円)		貸付先		使用場所	貸付目的	備考
				単価	本年度の貸付料	住氏名	住所名			
妊娠シミュレーター	1セット		H28.4.28～ H28.5.9	月額・年額 0	0	東伯郡琴浦町大字徳万266-5 琴浦町社会教育課長		北栄町	男女共同参画啓発TCC 企画番組撮影のため	
妊娠シミュレーター	3セット		H28.9.23～ H28.10.3	月額・年額 0	0	東伯郡湯梨浜町はわい、長瀬535 湯梨浜町立羽合小学校長		湯梨浜町立羽合小 学校	5年生 総合的な学習 「きらり いのち」妊娠疑 似体験で使用	
赤ちゃん人形	3セット		H28.10.7～ H28.10.14	月額・年額 0	0	東伯郡北栄町由良宿213 北栄町立大栄小学校長		北栄町立大栄小学 校	「いのちの学習」で使用	
妊娠シミュレーター	3セット		H28.11.30～ H28.12.5	月額・年額 0	0	東伯郡北栄町由良宿818-8 学校法人中央高等学園 中央高等学園専修学校長		中央高等学園専修 学校	教育講演会「未来のハ パママ育み教室」で生徒 が妊婦体験、沐浴体験 をするため	
赤ちゃん人形	2セット			月額・年額 0	0					

※全て略式貸し付け

16 借受不動産明細調べ 該当なし

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ

(1) 職員住宅 該当なし

(2) 職員駐車場 該当なし

18 自動車（二輪を除く）の管理状況調べ

(平成29年3月31日現在)

車種	年式	登録番号	取得年月日	総走行 キロ数	本年度		備考
					車検年月日	修理費等	
				km		円	
患者移送車	H22	鳥取800 さ5456	H22.3.25	2285	H28.3.7	14,688	・6カ月点検(4,536) ・12カ月点検(10,152)
合計		台					

19 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

20 備品の処分状況調べ

(平成29年3月31日現在)

品名 (規格・銘柄)	数量	(保管換年 月日) 取得年 月日	耐用 年数	取得価格	不 用 決 定 年 月 日	不 用 と す る 理 由	処 分				備 考
							売払 棄却 の別	売払方法 ・ 棄却理由	処 分 年 月 日	売払 額・ 処分 費用	
留守番電話	1	S 56.5.8	年 6	円 82,000	H 28.8.25	耐用年 数を過 ぎ、使 用不 可	棄却	耐用年 数を過 ぎ使 用不 可	H 28.9.12	円	
合計	1			82,000						0	

2 1 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ


(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(平成29年3月31日現在)

現金、有価証券又は物品名	数量	金額	亡失、損傷年月日、時	同左場所	同左概要	報告年月日	会計局の審査結果
電子黒板	1	205,800円 (125,538円)	H28.10.21	保健指導	地震による転倒で損傷したため。	—	—
合計							

※ 物品損傷データベースにて報告を行ったが、地震による不可抗力のものであり、本人の責めに帰すべきものではないという理由で、物品損傷データベースから削除された経過あり。

(2) 物品の照合

照合年月日	現物確認できなかった物品	現物が確認できなかった物品名	個数
H28.8.9	・有 ・ 		

注 「照合年月日」欄は、確認日が複数の場合、その最初の日～最後の日を記載すること。

「現物確認できなかった物品」欄は、該当する方に○を記載すること

2.2 職員旅費の執行状況調べ

注1 旅費システムの旅行命令簿：完結分（全表示）のデータをベースにして作成すること。

2 平成28年12月1日以降に発生した一般旅行を対象とすること。

(1) 旅行伺の事前承認

旅行総件数	旅費システムで発令日が発日より遅い件数 ①	①のうち履歴で事前承認が確認できた件数 ②	①のうち②以外で緊急等特別な理由があった件数 ③	特別な理由もなく事前承認がされていない件数 (①-②-③)	備考
91件	12件	0件	5件 ※災害待機、緊急対応等	0件	

(2) 旅費概算払の精算等

ア 概算払の精算が旅行完了日の翌日から2週間以上経過しているもの（零精算を除く）…………… (件中 0 件)

注 零精算も2週間以内の精算が必要であるが、調書には零精算以外を記載すること。

イ 精算払が旅行完了日の翌日から30日以上経過しているもの…………… (91 件中 6 件)

(3) 旅費の計算

用務先	旅行期間	用務内容	支出金額	備考
釜石市保健福祉部健康推進課地域医療連携推進室（岩手県釜石市大渡町3-15-26）	平成29年02月21日-平成29年02月22日	在宅医療・介護連携推進事業に係る釜石市視察	96,590	
釜石市保健福祉センター（長寿社会課地域包括ケアシステム推進支援事業）（岩手県釜石市大渡町3丁目15番26号）	平成29年02月21日-平成29年02月22日	釜石市地域医療連携推進室視察	96,010	
独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター（佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津160）（アルコール健康障害対策事業）	平成28年12月04日-平成28年12月08日	アルコール・薬物関連問題研修	87,440	
釜石市保健福祉センター（長寿社会課地域包括ケアシステム推進支援事業）（岩手県釜石市大渡町3丁目15番26号）	平成29年02月21日-平成29年02月22日	釜石市地域医療連携推進室視察	77,510	
倉敷市松島川崎医療福祉大学（福祉保健部（障がい福祉課）管理運営費）	平成29年02月10日-平成29年02月13日	全国精神保健福祉相談員研修会	46,720	

(4) 旅費の適正執行の取組状況等

H27年度決算定期監査重点事項である旅費に関する照会において、監査委員事務局より以下のとおり指摘があったため、今後は適正に処理を行うように平成28年6月7日、中部総合事務所福祉保健局電子会議室内にて注意喚起を行った。

<指摘内容>

- ①旅行命令権者の承認(発令)前に旅行しているものがあった。
- ②概算払の精算が遅延しているものがあった。(1件)
- ③往復割引切符(鳥取～岡山)を利用していない旅行があった。(1件)

<指摘に対する対応>

- ①については論外です。管内出張等で旅行伺いが不要(課の予定表等への記入で可)なものを除き、旅行前に必ず旅行命令の承認を受けてください。
※週休日、休日等に緊急用務で出張する場合は、旅行命令権者(各課長等)に口頭で事前承認を受けた上で、出勤日に速やかに旅行伺いを申請してください。
- ②については、旅行の完了した日の翌日から起算して2週間以内に精算する事になっていきますので、期間内に精算してください。
- ③については、旅費精算の際にルート選択を行います。出発地によっては割引切符が表示されず、気がつかなかった事が原因のようです。
DBの改修が必要だと思いますが、当面改修の見込みもないため、往復割引切符が適用される区間は、旅費の調整で対応してください。
(調整理由：〇〇～△△間は往復割引切符を適用、調整金額：-〇〇円を入力する。)

注 平成27年度決算に係る定期監査結果報告書の重点事項に係る監査意見を踏まえた取組状況等を記載すること。

福祉保健事務所（局） 共通個別事項

（作成について）

- 1 必要に応じて、各機関の主な事業の概要を記載すること。
（記載は、1 ページ程度とし、共通様式の「主な事業に関する調べ」と重複しないこと。）
- 2 この様式では不十分な事項等がある場合には、適宜補足又は追加を行うこと。
- 3 必要に応じて説明を付記すること。

2.3 介護保険・介護サービス事業の状況

(1) 介護サービス事業者の指定等の状況

（単位：件）（平成29年3月31日現在）

サービスの種類	前年度未指定件数 (A)	当年度指定申請 (B)	現地調査 (申請内数)	当年度指定申請の却下件数 (C)	当年度廃止等 (D)	未指定件数 (E)	年度末指定件数				
							H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度 (A+B-C-D-E+F)
①訪問介護(ホームヘルプサービス)			()		2		31	31	31	28	26
②訪問入浴介護			()		1		3	3	3	3	2
③訪問看護		1	1 (1)				7	7	9	11	12
④訪問リハビリテーション			()				1	2	2	3	3
⑤居宅療養管理指導			()				0	0	2	2	2
⑥通所介護(デイサービス)		1	1 (1)		13		45	46	48	47	35
⑦通所リハビリテーション(デイケア)			()				3	3	0	0	0
⑧短期入所生活介護(ショートステイ)			()				8	10	10	10	10
⑨短期入所療養介護(ショートステイ)			()								
⑩特定施設入居者生活介護			()				2	2	2	2	2
⑪福祉用具貸与事業			()				9	8	8	8	8
⑫特定福祉用具販売			()				7	7	7	7	7
⑬居宅介護支援事業			()		3		42	42	40	40	37
計(介護給付)		2	2 (2)		19		158	161	162	161	144
⑭介護予防訪問介護			()		2		31	31	32	29	27
⑮介護予防訪問入浴介護			()		1		2	2	2	2	1
⑯介護予防訪問看護		1	1 (1)				7	7	9	11	12
⑰介護予防訪問リハビリテーション			()				1	2	2	3	3
⑱介護予防居宅療養管理指導			()				0	0	2	2	2
⑲介護予防通所介護		1	1 (1)		1		46	47	49	48	48
⑳介護予防通所リハビリテーション			()				0	0	0	0	0
21 介護予防短期入所生活介護			()				8	10	10	10	10
22 介護予防短期入所療養介護			()								
23 介護予防特定施設入居者生活介護			()				2	2	2	2	2
24 介護予防福祉用具貸与			()				8	8	8	8	8
25 特定介護予防福祉用具販売			()				7	7	7	7	7
計(予防給付)		2	2 (2)		4		112	116	123	122	120
【居宅サービス】											
小計		4	4 (4)		23		270	277	285	283	264
26 介護老人福祉施設			()				6	7	7	7	7
27 介護老人保健施設			()		1		9	12	13	13	12
28 介護療養型医療施設			()				1	0	0	0	0
【施設サービス(介護給付)】											
小計			()		1		16	20	20	20	19
合計		4	4 (4)		24		286	297	305	303	283

- 注 (1) 介護保険法のみなし規定によるのみなし事業所は除くこと。
 (2) 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

- ①新規開設事業所（平成27年度新規事業所のうち前年度未実施及び平成28年度新規事業所） 6件
- ②その他（昨年度指摘事項が多い、市町からの情報提供、内部告発等） 9件

* 当年度重点指導事項

- ①基準に沿った介護報酬の算定・請求の実施
- ②人員基準の遵守について
- ③介護計画等の説明、同意、交付について
- ④虐待や身体拘束の防止のための取組状況について
- ⑤利用者の安全確保のための非常災害対策の確認について
- ⑥会計処理（事業所ごとの会計区分等について）

（単位：施設、件）（平成29年3月31日現在）

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	77	72	214	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書と利用契約書を別々に作成すること（11件） ・重要事項説明書は袋とじ等により作成すること（14件） ・重要事項説明書の同意日等を記入すること（8件） ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表は毎月作成すること（5件） ・サービス提供等の記録を適正に行うこと（6件） ・居宅サービス計画に基づいたサービス提供を行うこと（2件）
集団指導	46	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業者に対する平成28年度実地指導で指導した事項の説明及び風水害・土砂災害についての説明
実地検査による監査	—	—	—	

2.4 障害福祉サービス事業等の状況

(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定等の状況

(単位：件) (平成29年3月31日現在)

サービスの種類	前年度 未指定 件数 (A)	当 年 指 定 申 請 (B)	現地調査 (申請内数)	当 年 指 定 申 請 の 却 下 件 数 (C)	当 年 廃 止 等 (D)	未 指 定 件 数 (E)	年度末指定件数				
							H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度 (A+B-C- D-E+F)
①居宅介護			()				22	22	22	23	23
②重度訪問介護			()				21	21	21	21	21
③同行援護			()		1		9	9	9	9	8
④行動援護			()				7	7	7	7	7
⑤療養介護			()								
⑥生活介護		1	1(1)				4	5	5	6	7
⑦短期入所			()				11	11	14	14	14
⑧重度障害者等包括支援			()								
⑨共同生活介護			()				7	7	-	-	-
⑩自立訓練(機能訓練)			()								
⑪自立訓練(生活訓練)			()				1	1	1	1	1
⑫就労移行支援			()				5	6	5	5	5
⑬就労継続支援A型			()				3	4	5	5	5
⑭就労継続支援B型			()				15	16	16	16	16
⑮共同生活援助			()				5	5	8	8	8
計(指定障害福祉サービス事業者)			()				110	114	113	115	115
⑯一般相談支援			()				2	2	2	2	2
計(指定一般相談支援事業者)			()				2	2	2	2	2
合計			()				112	116	115	117	117

※ ①居宅介護、③同行援護、④行動援護、⑦短期入所、⑧重度障害者等包括支援のサービスは、障がい児も支援の対象となる。

※ ⑨共同生活介護は、平成26年度に⑮共同生活援助に統合された。

注 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 指定障害福祉サービス提供事業者等に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

○3年に1回(障害者支援施設は2年に1回)実地指導を実施することを原則として、下記の基準で選定した。

- ・過去2年実地指導を行っていない事業所
- ・平成26年度に新規指定した事業所
- ・平成26年度の実地指導において文書による指摘事項が多い等で特に指導が必要と認められた事業所

注 指導対象施設を選定する上での方針(指針、基準、計画などの概要)を記載すること。

* 当年度重点指導事項

【平成28年度指定障害福祉サービス事業者指導監査における県内共通の指導方針】

- (1) 虐待防止に係る取り組み状況について
- (2) 防火・防災対策について
- (3) 個別支援計画の作成及び見直しに係る適切なアセスメント等の実施について
- (4) サービス提供記録等の整備・保存、各種加算を含む自立支援給付費の適正な請求及び管理者等の点検の徹底について
- (5) 職員の資質向上を目的とした研修実施の状況について

(単位：施設、件) (平成29年3月31日現在)

区分	指導 施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	27	20	48	以下の点検項目に不備があり、文書指摘し改善を確認した。 ・従業員の定数(1件)・サービス提供の記録(7件)・非常災害対策(2)・給付費の算定及び取扱い(4件)

集団指導	38	—	—	平成29年3月21日（火）倉吉体育文化会館で開催。 ・中部管内で指定障害福祉サービス等を提供している全法人（80人）が受講。 ・内容 1. 風水害・土砂災害について 2. 知的障がい者への対応 3. 平成28年度障害福祉サービス事業者等実地指導の指摘事項
監査	なし	—	—	

(3) 指定障害児通所支援事業者の指定等の状況

(単位：件) (平成29年3月31日現在)

サービスの種類	前年度 未指定 件数 (A)	当年度 指定 申請 (B)	現地調査 (申請内数)	当年度 指定申 請の却 下件数 (C)	当年度 廃止等 (D)	未指定 件数 (E)	年度末指定件数				
							H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度 (F)	H28 年度 (A+B-C -D-E+F)
①児童発達支援			()					4	4	4	4
②医療型児童発達支援			()					1	1	1	1
③放課後等デイサービス			()					3	4	5	6
④保育所等訪問支援			()					1	1	1	1
計(指定障害児通所支援事業者)			()					9	10	11	12
合計			()					9	10	11	12

注 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(4) 指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

注 指導対象施設を選定する上での方針（指針、基準、計画などの概要）を記載すること。

* 当年度重点指導事項

(単位：施設、件) (平成29年3月31日現在)

区分	指導 施設 数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設 数	件数	
一般監査	5	—	—	
特別監査	なし	—	—	

25 心と女性に関する相談状況（心と女性の相談室対応分を含む。）

（単位：件）（平成29年3月31日現在）

区分	相談取扱件数	相談形態				相談内容				平成28年度の主な処理状況
		来所	訪問	電話	メール	病気・精神保健	DV	ひきこもり	その他	
H24年度	702	227	62	256	157	237	90	216	159	
H25年度	627	173	103	200	151	196	112	208	111	
H26年度	640	177	73	240	150	174	180	192	94	
H27年度	817	216	115	353	133	300	96	182	239	
H28年度	390	111	26	163	90	13	119	120	138	

- 注 (1) 相談取扱件数は、延べ件数を記載すること。
 (2) 相談内容は、主なもの（上位3項目）について記載すること。
 (3) 相談事業を実施している保健局は記載すること。

26 障がい者福祉の状況

(1) 身体障がい者福祉の状況

ア 身体障害者手帳交付状況

（単位：件）（平成29年3月31日現在）

区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
H24年度	466	517	73	3,155	1,531	5,742
H25年度	450	517	67	3,123	1,539	5,696
H26年度	447	495	70	3,027	1,505	5,544
H27年度	448	484	67	2,964	1,503	5,466
H28年度	424	475	70	2,875	1,499	5,343

イ 特別障害者手当等認定請求処理状況

（単位：人、件）（平成29年3月31日現在）

手当区分	前年度末受給者数 (人) A	本年度中 (人)											差引現在受給者数 A+B-C +D-E +F -G (人)	支給額 (円)	
		前年度未処理件数	受付件数	内 訳			喪失件数 C	停止解除 D	停止中		その他				
				認定件数 B	却下件数	未処理件数			停止開始 E	喪失	転入 F	転出 G			
特別障害者手当	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1,902,620
障害児福祉手当	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	714,320
経過的福祉手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	2,616,940

(2) 知的障がい者福祉の状況

ア 療育手帳交付状況

(単位：件) (平成29年3月31日現在)

区分	A (重度)		B (中・軽度)		計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
H24年度	51	328	93	500	972
H25年度	49	333	107	549	1,038
H26年度	44	326	124	566	1,060
H27年度	38	330	122	593	1,083
H28年度	33	328	107	614	1,082

イ 当年度の療育手帳交付等内訳

(単位：件) (平成29年3月31日現在)

区分	前年度末現在	年度中の移動内訳			年度中の変更		当年度末現在	
		新規交付	転入	転出・返還	18歳に達した場合	障害程度		
A (重度)	18歳未満	38	2	0	1	-7	+1	33
	18歳以上	330	0	0	9	+7	0	328
B (中・軽度)	18歳未満	122	17	2	5	-28	-1	107
	18歳以上	593	5	5	17	+28	0	614
計	1,083	24	7	32				1,082

(3) 精神障がい者福祉の状況

ア 精神障がい者の状況

(単位：件、人) (平成29年3月31日現在)

区分	通報届出件数	入院患者数		自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数	手帳所持者数
		措置入院	医療保護入院		
H24年度	21	2	133	2,394	980
H25年度	14	1	130	2,541	1,039
H26年度	11	2	157	2,725	1,107
H27年度	17	1	169	2,915	1,184
H28年度	8	0	162	3,075	1,223

イ 精神保健福祉相談事業の状況 (単位：人、事業所)

(平成29年3月31日現在)

区分	面接相談		電話相談		訪問指導		社会適応訓練状況		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	委託事業所数	実人員	延人員
H24年度	41	101	60	133	18	59	0	0	0
H25年度	31	57	55	98	24	88	0	0	0
H26年度	31	66	56	110	22	61	0	0	0
H27年度	46	94	62	229	31	94	0	0	0
H28年度	20	50	78	238	22	62	0	0	0

2.7 児童福祉の状況

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

「児童福祉行政指導監査実施要綱（児童福祉行政・保育所・届出保育施設等）」「同（児童福祉行政・児童入所施設・母子生活支援施設・児童館）」に基づき、下記の頻度で実地監査等を実施した。

【実地監査】

- ① 公立保育所（公設民営を含む）、公立幼保連携型認定こども園、公立児童館……3年に1回
- ② 私立保育所、私立幼保連携型認定こども園、私立児童館……2年に1回
- ③ 児童福祉行政の実施機関（市町）……毎年1回 の割合で指導監査を実施する。

ただし、平成27年度実施監査で重大な指摘をした施設又は指摘数の多い施設に対しては、実施する。

【書面監査】

実地監査を実施しない施設に対して実施する。

* 当年度重点指導事項

○ 児童福祉施設における最低基準等の遵守状況の確認

- ・ 災害等非常時に備えた対応（家具類の転倒防止策、消火訓練の実施、連絡体制の掲示）
- ・ 食物アレルギー等への対応
- ・ 調理、調乳における衛生管理の対応（調理室の温度管理、調乳室でのエプロン着用）

○ 児童福祉施設における財務管理状況の確認<私立保育所、私立児童館のみ>

- ・ 運営費の使途（簿外経理の有無）
- ・ 経理規程に則した会計処理（現金収入の金融機関への預入れ）

（単位：施設、件）（平成29年3月31日現在）

区分	保育所					幼保連携型認定こども園					児童館					市町村指導の有無	主な指導事項
	施設数	実施件数		指導件数		施設数	実施件数		指導件数		施設数	実施件数		指導件数			
		実地	書面	施設数	件数	施設数	実地	書面	施設数	件数	施設数	実地	書面	施設数	件数		
倉吉市	22	12	10	14	126	4	1	3	2	7	10	4	6	1	3	○	・不審者対応等の計画・訓練を実施すること（保育所=9件、幼保連携型認定こども園=3件） ・食物アレルギーの食材、医師の指示書について。（保育所=9件、幼保連携型認定こども園=8件） ・職員等の自己評価と公表を行うこと。（保育所=8件、幼保連携型認定こども園=2件）
三朝町	3	1	2	1	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
湯梨浜町	2	0	2	1	4	6	5	1	5	13	2	0	2	0	0	○	
琴浦町	7	4	3	7	26	1	1	0	1	13	2	2	0	2	4	○	
北栄町	2	1	1	2	23	4	2	2	2	9	1	0	1	0	0	○	
計	36	18	18	25	190	15	9	6	10	42	15	6	9	3	7	5	

注 「市町村指導の有無」欄は、指導を実施した市町村に「○」を記入すること。

(2) 母子世帯の施設入所状況

（単位：世帯、人）（平成29年3月31日現在）

施設の種別	施設名	前年度末現在	本年度中		本年度末現在	備考
			入所	退所		
母子生活支援施設	倉明園	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	
	計	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	

注 () 内の数値は人数を記入すること。

(2) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) (平成29年3月31日現在)

区分	貸付状況						継続分		貸付実行合計		貸付不承認人数 A-B
	貸付申込		新規分		貸付実行		当年度貸付		当年度貸付		
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(C+D)	(D)	(C+D)	(D)	(C+D)	A-B	
事業開始資金											
事業継続資金											
修学資金	4	11,520,000	4	7,488,000	4	2,112,000	15	9,144,000	19	11,256,000	
高校	1	1,404,000	1	1,404,000	1	468,000	3	1,116,000	4	1,584,000	
短大・専修(専門)	1	1,476,000	1	1,476,000	1	492,000	4	2,436,000	5	2,928,000	
大学	2	8,640,000	2	4,608,000	2	1,152,000	8	5,592,000	10	6,744,000	
専修(一般)											
技能習得資金											
修業資金											
就職支度資金											
医療介護資金											
生活資金											
住宅資金											
転宅資金											
就学支度資金	2	950,000	2	950,000	2	950,000	2	950,000	2	950,000	
高校											
短大・専修(専門)	2	950,000	2	950,000	2	950,000	2	950,000	2	950,000	
大学											
結婚資金											
合計	6	12,470,000	6	8,438,000	6	3,062,000	15	9,144,000	21	12,206,000	

区分	本年度の調定等の内訳				本年度未償還 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度未償還 期未到来分 (A+B-C(前年度分))	回収率 (D/C)%
	前年度未貸付残高		本年度貸付額				
	人数	金額	人数	金額			
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	
元金							
過年度分							
現年度分							
小計	135,959,975	12,206,000	20,512,568	14,084,821	6,427,747	133,256,624	68.66
利息							
過年度分							
現年度分							
小計							
合計	135,959,975	12,206,000	20,512,568	14,107,814	6,470,623	133,256,624	68.56

その他 本年度貸付額(B)と調書作成日現在の支出額に差がある場合(前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)や本年度未償還期未到来分(A+B-C)の額と「15 財産に関する調べ(3) 債権」に記載された額に差がある場合(本年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)は、その額とその理由を記載してください。

注 違約金(延滞金)は含まない。

※ 年度途中で変更決定を行ったため、申込金額と決定金額が異なる。

(3) 父子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) (平成29年3月31日現在)

区分	貸付状況						貸付不承認人数 A-B
	新規分			継続分			
	貸付申込 人数	貸付決定 金額	貸付実行 合計 金額	当年度貸付 人数	当年度貸付 金額	貸付実行 合計 金額	
事業開始資金	1	900,000	1	900,000	1	900,000	
事業継続資金							
修学資金	1	1,272,000	1	318,000	1	318,000	
高校							
短大・専修(専門)	1	1,272,000	1	318,000	1	318,000	
大学							
専修(一般)							
技能習得資金							
修業資金							
就職支度資金							
医療介護資金							
生活資金							
住宅資金							
転宅資金							
就学支度資金							
高校							
短大・専修(専門)							
大学							
結婚資金							
合計	2	2,172,000	2	1,218,000	2	1,218,000	2

区分	前年度未貸付残高 (A)	本年度貸付額 (B)	本年度の調定等の内訳			償還免除額 (F)	本年度未償還 収入未済額 (G-D-E-F)	本年度未償還 期未到来分 (A+B-C(前年度分))	回収率 (D/G)%
			調定額 (C)	収入済額 (D)	不納欠損額 (E)				
元金									#DIV/0!
過年度分									#DIV/0!
現年度分									#DIV/0!
小計	240,000	1,218,000					1,458,000		#DIV/0!
利息									#DIV/0!
過年度分									#DIV/0!
現年度分									#DIV/0!
小計	240,000	1,218,000					1,458,000		#DIV/0!
合計	240,000	1,218,000					1,458,000		#DIV/0!

その他 本年度貸付額(B)と調書作成日現在の支出額に差がある場合(前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)や本年度未償還期未到来分(A+B-C)の額と「15 財産に関する調べ(3) 債権」に記載された額に差がある場合(本年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)は、その額とその理由を記載してください。

注 違約金(延滞金)は含めない。

※ 年度途中で変更決定を行ったため、申込金額と決定金額が異なる。

(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) (平成29年3月31日現在)

区分	新 規 分				貸 付 状 況				貸付不承認人数 A-B		
	貸付申込		貸付決定		当年度貸付		継続分			貸付実行	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額		人数	金額
(A)		(B)		(C)		(D)		(C+D)		A-B	
事業開始資金											
事業継続資金											
修学資金							1	636,000	1	636,000	
高校											
短大・専修(専門)							1	636,000	1	636,000	
大学											
専修(一般)											
技能習得資金											
修業資金											
就職支度資金											
医療介護資金											
生活資金											
住宅資金											
転宅資金											
就学支度資金							1	636,000	1	636,000	
高校											
短大・専修(専門)											
大学											
結婚資金											
合 計							1	636,000	1	636,000	
区分	前年度未償還期末 到来分 (A)		本年度貸付額 (B)		本年度の調定等の内訳		本年度未償還 収入未済額 (C-D-E-F)		本年度未償還 期未到来分 (A+B-C(現年度分))		回収率 (D/C)%
	金額	人数	金額	人数	調定額 (C)	収入済額 (D)	不納欠損額 (E)	償還免除額 (F)	金額	人数	
元金											
過年度分					514,200	160,000	0	0	354,200		31.12
現年度分					1,261,720	963,350	0	0	298,370		76.35
小 計	9,788,715		636,000		1,775,920	1,123,350	0	0	652,570	9,162,995	63.25
過年度分					0	0	0	0	0		—
現年度分					3,452	3,452	0	0	0		100.00
小 計	9,788,715		636,000		3,452	3,452	0	0	0	9,162,995	100.00
合 計	9,788,715		636,000		1,779,372	1,126,802	0	0	652,570	9,162,995	63.33
そ の 他											

29 生活保護業務

(1) 保護申請等の状況

(単位：件、人) (平成29年3月31日現在)

区分	月平均 町村 ケース 数	前年度 繰越件 数	申請等の処理				年度末 未処理 件数
			申請 受理	却下 取下げ	申請 開始 人員	廃止 人員	
H24年度	32	1	12	1	11	8	1
H25年度	36	1	9	2	7	8	1
H26年度	34	1	8	1	6	5	1
H27年度	35	1	8	2	7	5	0
H28年度	33	0	2	0	2	9	0

・当事務所現業員 (1) 人

(2) 保護の状況

(単位：円、人) (平成29年3月31日現在)

区分	被保護 世帯数	被保護 人員	保護 率	保 護 費	扶 助 の 内 訳						そ の 他					
					生 活 扶 助		住 宅 扶 助		教 育 扶 助		医 療 扶 助		介 護 扶 助		金 額	人 員
					金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員		
H24年度	32	41	5.9	29,440,412	13,863,607	424	6,778,729	362	121,144	12	381,270	424	71,700	86	7,832,199	48
H25年度	36	48	7.0	31,443,769	15,120,216	500	7,810,624	388	288,399	24	390,699	531	110,320	115	7,568,911	47
H26年度	34	50	7.4	32,484,837	17,407,838	549	7,194,790	385	521,342	30	400,962	532	14,580	140	6,279,000	36
H27年度	35	51	7.6	32,310,077	17,451,011	497	6,884,463	406	573,582	34	476,670	559	140,240	116	6,603,828	36
H28年度	33	46	7.0	28,614,463	14,743,649	466	6,060,541	342	295,347	15	295,918	510	0	82	6,865,008	36

注 (1) 「被保護世帯数」、「被保護人員」及び「保護率」は、当年度4月1日から監査調査作成基準日までの1ヶ月の平均値を記載すること。

なお、扶助の内訳の人員は、延べ人数。

(2) 「保護率」は、当年度の10月1日現在の管内推計人口に対する千分比を記載すること。

(3) 「その他」の欄は、出産、生業、葬祭扶助及び施設事務費を記載すること

30 社会福祉施設に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

「鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱」に基づき、下表のとおり対象施設を選定した。

区 分		対象施設
特別養護 老人ホーム	書面監査	実地監査の対象施設「その他実地監査の必要が認められた施設」に該当かつ同一敷地内の軽費老人ホームの実地監査を実施する施設
養護 老人ホーム	書面監査	前年度実地監査を実施した施設
軽費 老人ホーム	実地監査	①前年度監査において、不備等問題の多かった施設 ②その他、実地監査の必要が認められた施設
	書面監査	上記実地監査以外の施設

* 指導監査実施体制

「鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱」に基づき、当局の職員2名以上により実施した。また、社会福祉法人に対する指導強化の観点から福祉監査指導課の法人指導監査員の同行もあり、主に会計面の指導をした。

* 当年度重点指導監査事項

- ①入所者処遇の充実（処遇計画・記録、食事提供、衛生管理、健康管理の状況）
- ②施設の運営管理体制の確立（人員配置、会計管理の状況）
- ③災害時の警戒避難体制の整備状況

（単位：施設、件）（平成29年3月31日現在）

区 分	指 導 施設数	改善指導事項		主 な 改 善 指 導 事 項 の 概 要
		施設数	件 数	
老人福祉 施設	12 (特養1) (養護2) (軽費9)	10 (特養1) (養護1) (軽費8)	19 (特養1) (養護1) (軽費17)	・予算と決算との乖離があり、軽微な範囲とは判断できないので、必要な収入及び支出については、補正予算を編成すること。（3件） ・契約書と重要事項説明書はそれぞれ袋とじ等により作成すること。（3件）

注 社会福祉施設には、総合事務所長権限に属するものも含むこと。

31 特定給食施設に対する指導の状況

* 対象施設の選定方針

（注）指導対象施設を選定する上での方針（指針、基準、計画などの概要）を記載すること。

* 指導監査実施体制

* 当年度重点指導監査事項

（単位：施設、件）（平成29年3月31日現在）

区 分	指 導 施設数	改善指導事項		主 な 改 善 指 導 事 項 の 概 要
		施設数	件 数	
特定給食施設	7	1	2	・食品庫（汚染区）専用の履き物を設置すること。（病院） ・食品の温度記録の徹底を行うこと。（病院）
その他 給食施設	6	1	1	・食物アレルギー対象の食材を除去した場合は、除去した後の栄養量（代替材料を含む）を計算し、栄養基準に達しているか確認すること。（児童福祉施設）

注 社会福祉施設には、総合事務所長権限に属するものも含むこと。

3.2 食品表示に関する指導の状況

(単位：施設、件) (平成29年3月31日現在)

区分	相談受付食品数	指導・助言件数	主な指導・助言の概要
食品表示法 (栄養成分表示、 機能性表示食品)	132	132	・食品表示基準に基づく栄養成分表示を行うこと。
健康増進法 (特別用途食品、 誇大表示等)	9	9	・保健の保持増進の効果の記載あり。実際に効果が得られない場合問題となる。 ・特定の保健の用途に適する旨を容器包装及び添付文書に表示する場合は、消費者庁長官の許可が必要。

3.3 健康に関する事業の実施状況

- 注 (1) 共通様式の「主な事業に関する調べ」に記載した事業については、その旨を表示し、記載は極力省略すること。
 (2) 事業概要、成果、今後の課題等について記載すること。
 (表を作成する場合は、概要を効果的に説明できるものとする。)

(1) 健康づくり文化創造事業

生涯を通じた健康づくりの指標である「健康づくり文化創造プラン」の推進を図り、生活習慣病を予防するため、各種事業を実施した。

○キャンペーン事業

＜事業の概要＞

地域住民に対する普及啓発事業の一環として、関係機関と実行委員会形式で下記のキャンペーン事業を実施した。

＜実施状況＞

事業名	内容
世界禁煙デー関連イベント	<p>【世界禁煙デーinパータン】 日 時：平成28年5月29日（日） 午後1時から3時 会 場：倉吉ショッピングセンターパープルタウン パータン広場 出席者：世界禁煙デーinパータン実行委員会 37名（事務局：福祉保健局） 来場者 約300人</p> <p>内 容：禁煙支援 呼気中一酸化炭素濃度測定、簡易肺年齢測定、 禁煙相談及び指導、禁煙補助剤配布 普及啓発 禁煙クイズ、パネル展示、禁煙標語コンクール、 禁煙宣言、禁煙紙芝居 等</p>

＜課 題＞

- ・平成28年度から実行委員会形式で運営した。今後も関係団体と連携し、キャンペーンの充実を図る。

○糖尿病予防対策連携強化事業

＜事業の概要＞

県民が安心してかかりつけ医療機関で糖尿病の初期治療が受けられる体制を構築することを目的として「鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度」が平成24年度から運用開始された。糖尿病の重症化を予防するためには、適切な初期治療につなげることが重要であることから、市町、医療機関との連携を図るための協議の場を設けた。

＜実績＞

会議名	開催日・場所	概要
平成28年度糖尿病予防対策担当者会	平成28年6月29日 中部総合事務所 2号館2階保健指導室	各市町の糖尿病対策の取り組み状況及び課題について意見交換を実施
平成28年の病院・行政栄養士連絡会	平成29年2月20日 中部総合事務所 2号館2階保健指導室	各機関の糖尿病対策、重症化予防のために連携できることについて情報・意見交換を実施

《課題》

今回で顔の見える関係ができ、個別対応については相談しやすくなったが重症化予防全体としては栄養士だけではなく、他職種との連携が必要である。このため、病院・行政連絡会は内容に応じて看護師や糖尿病療養指導士に参加していただくなどメンバーを拡大しながら継続していき、連携して取り組める課題について協議したり研修会を開催したりしていく。

○健康づくり応援施設（団）支援事業

＜事業の概要＞

運動・食事・禁煙について、県民の健康づくりを応援する施設又は店舗・団体を「健康づくり応援施設（団）」として認定し、その取組の情報発信を通して県民の関心を喚起することにより、県民が地域において健康づくりに取り組みやすい環境づくりを行った。

＜新規認定状況：件数＞

区分	禁煙	食事	運動	合計
応援施設	36	0	1	37
応援団	0	0	0	0

＜課題＞

禁煙区分において、公共性の高い公民館・集会所、社会福祉施設、医療機関（一般診療所、歯科診療所）の認定について重点的に取り組む必要がある。

(2) 女性の健康づくり支援事業

＜事業の概要＞

生涯を通じて女性の健康の保持を図ることを目的として、思春期から更年期までの女性を対象に保健師等による相談事業を実施している。

＜実績＞

一般相談（電話・面接）

相談内容	相談件数
思春期	0
不妊	208
更年期	0
その他	4
合計	212

(3) 母子保健事業

＜実績なし＞

(4) 思春期保健事業

＜実績なし＞

(5) 不妊治療費助成金交付事業

（単位：件）

区分	申請件数	交付決定件数
特定不妊治療費助成金	208	208
人工授精助成金	30	30
計	238	238

(6) 食育推進普及事業

＜実績なし＞

(7) 歯科保健事業

①歯と口腔の健康づくり推進事業

○デンタルプロフェッショナル派遣事業

生涯における歯と口腔の健康づくりを推進するため、モデル小学校において学校歯科医と連携して課題の分析や歯科保健指導等を行った。

<実施状況>

モデル校名	内容	成果
倉吉市立明倫小学校 (児童数 134 名) 【モデル期間】 平成 27～29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・全校生徒への歯磨き・生活習慣アンケート(事前・事後)を実施。 ・1、3、6年生対象に学校歯科医による歯科保健指導。 ・全校集会で学校歯科医師によるミニ講話やクイズを実施。 ・むし歯ハイリスク児童を対象に、昼休憩を利用して個別ブラッシング指導。 ・長期休業を活用して、各家庭でミッション・ブラッシングを実施(歯磨きカレンダーに加える、歯垢染出、デンタルフロスの実施) 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校歯科医と児童が、歯科健診だけの関係でなく顔見知りの関係となり、歯の健康を身近なものとして考える環境になってきた。 ・ハイリスク児童への指導も、短い昼休憩時間に各学級担任の協力もあり、全校あげての取組みになってきている。

<課題>

- ・児童や家庭にも歯科保健の必要性について、認識が深まってきているが、歯科健診後の受診率が43%であったり、習慣化ができていない面もあり、更に家庭との連携が必要である。
- ・モデル校以外の小学校での実態が把握できていないため情報収集を行う必要がある。

○職域・地域における歯周疾患健診促進パイロット事業

成人期の歯周病罹患率を減少させ一次予防を促進するため、事業所や地域に日本歯科医師会の「生活歯援プログラム」を導入し、歯周病スクリーニング唾液検査や歯科保健指導を行い、成人期の歯科保健対策の強化を図った。

<実施状況>

地域・事業所名	内容
<p>○地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琴浦町：食生活改善推進員養成講座12名 ・北栄町：食生活改善推進員養成講座13名 <p>○事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行事業者(自動車事故対策機構主催運行管理者等一般講習にて実施)170名 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健指導(集団)の実施 生活習慣を改善するため歯科保健指導、受診勧奨を行った。生活歯援プログラムを活用し評価結果を配布した。 ・歯周病だ液検査または咀嚼力チェック(専用ガム)を実施した。

②8020運動推進事業

(ア) 中部地域歯科保健推進協議会開催状況(1回/年)

関係団体が緊密な連携を図り、生涯を通じた住民の歯科保健を推進する。

<実施状況>

内 容	
日 時	平成29年2月27日(木) 午後1時30分から3時
場 所	中部総合事務所1号館B棟1階入札室
内 容	<p>◇報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県健康づくり文化創造プラン(歯・口腔の健康)に基づく中部圏域の進捗状況について ・幼児歯科健康診査結果について ・平成28年度歯科保健事業実施状況について <p>◇協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 成人期の歯科保健対策について 平成29年度地域歯科保健推進の基盤となる人材育成のための研修会の開催について

<課題>

- ・成人期(職域)の課題について、具体的な検討を行うためには構成団体の検討が必要である。

(イ) 中部地域歯科保健関係者研修会(1回/年)

高齢期の口腔機能向上に係る研修を行った。

<実施状況>

日時・場所・参加者数	内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年2月23日(木) 午後1時30分から4時30分まで ・中部総合事務所1号館A棟2階講堂 ・参加者30名 	<p>◇講 演</p> <p>「要介護高齢者の摂食・嚥下について～摂食・嚥下の基本と口腔リハビリ～」</p> <p>講 師 鳥取県中部歯科医師会 中部地域歯科医療連携室 室長 國竹洋輔氏</p> <p>◇口腔ケア実習(相互実習)及び地域歯科医療連携室について</p> <p>「実践!高齢者の口腔ケア」</p> <p>主講師 鳥取県中部地域歯科医療連携室 歯科衛生士 岡いづみ氏 補助講師 鳥取県中部歯科医師会 歯科衛生士 松岡いづみ氏 鳥取県中部歯科衛生士会 歯科衛生士 穂近京美氏 鳥取県中部歯科衛生士会 歯科衛生士 毎田さゆり氏</p> <p>◇グループワーク テーマ:「日々の口腔ケアにどう活かす?」</p>

<課題>

- ・昨年度に続き高齢期の口腔機能向上及び口腔ケアをテーマに開催し、現場ですぐに実践できるよう口腔ケア実習等で知識を深めていただくことができたが、今後人材育成のため関係機関の役割を検討していく必要がある。

(ウ) 中部地域市町歯科保健担当者会（1回/年）

地域歯科保健対策を効率よく進めるため、課題の検討や情報交換を行った。

<実施状況>

日時	平成28年8月26日（金） 午前9時30分から11時30分時まで
会場	中部総合事務所2号館2階保健指導室
出席者	市町村5名、鳥取県歯科医師会2名
内容	<p>検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部圏域の乳幼児期のフッ化物を応用した事業について ・フッ化物洗口事業の継続について ・フッ化物洗口未実施園の開拓方法について

(エ) 中部圏域におけるよい歯のコンクール

中部地区市町から推薦のあったよい歯の親子を審査・表彰し、8020運動の普及啓発を図った。

<実施状況>

日時	平成28年6月3日（金）午後1時30分から3時まで
場所	中部総合事務所2号館2階保健指導室（倉吉市東巖城町2）
対象者	平成27年度3歳児歯科健診受診者813人
管内市町推薦組数	4組（倉吉市1組、湯梨浜町2組、琴浦町1組）
コンクール参加組数	3組（母と子の組：1組 父と子の組：2組）
最優秀組	該当者なし（県審査への推薦なし）

(8) がん対策推進事業

<事業の概要>

中部地区のがん死亡率低下を目指し、地域の特性に応じたがん対策の取組を中部の関係機関が一丸となって推進する。

① 中部地区がん検診受診率向上推進事業

「主な事業に関する調べ」に記載。

② 出張がん予防教室

各世代に応じた、がんに対する正しい知識を身につけるために、がん予防教室を実施する学校や企業に対し講師派遣や教材の提供を行う。

<実施状況>

学校関係：6回 企業関係：5回

③ がん検診推進パートナー企業認定

従業員をがんから守るために、がん対策に取り組む企業をパートナー企業として認定し、企業と連携したがん検診受診率向上に取り組む。

<認定状況>

	目標	認定	達成率
企業数等	45社	26社	58%

④ 鳥取県がん先進医療費利子補給金禁煙治療費助成事業

がん治療を受ける患者の経済的負担を軽減し、より多くの県民ががんの先進医療を受けることができるよう、金融機関からがんの先進医療に係る費用の融資を受けた者に対し、利子補給金を交付する。

<実施状況>

助成件数：2件（今年度新規申請はなし）

⑤鳥取県禁煙治療費助成事業

禁煙を積極的に支援するため、禁煙治療の保険適用対象外の方（プリンクマン指数200未満の方）に対し、保険適用相当額（7割）を助成する。

<実施状況>

申請件数：0件

(9)がん患者社会参加応援事業

がん治療による外見変貌によるがん患者の心理的負担を軽減すると共に社会参加を促進し療養生活の質の向上を図ることを目的とし、補整具の購入の一部を助成する。

ウィッグ・補整下着購入費用補助制度（単位：件）（平成29年3月31日現在）

区分	申請件数	交付決定件数
ウィッグ	24	24
補整下着	4	4
計	28	28

(10) 医療相談等対応状況

(単位：件)

(平成29年3月31日現在)

相談件数	相談内容（重複あり）					
	治療	薬剤	接遇	料金	事故	その他
20	11	1	1	1	0	6

3.4 医療施設等の検査等の状況

(1) 医療関係施設の立入検査の状況

* 対象施設の選定方針

病院：原則1回/1年。ただし、前年度文書指摘事項のない病院は省略可とする。

診療所：無床1回/5年、有床1回/2～3年。自己点検表を検査対象医療機関に配布、回収し、記載内容等を基に立入検査を実施する。

* 検査実施体制

病院：保健所長（福祉保健局副局長）、その他7名程度の職員が部門ごと（診療、管理、薬剤、給食、放射線、看護、廃棄物）に検査する。

診療所：医薬担当を中心とし、必要に応じ専門職員の応援のもと検査する。

* 当年度重点検査事項

病院：院内感染対策

診療所：安全管理体制の確保、院内感染対策

(単位：施設、件) (平成29年3月31日現在)

区分	対象施設数	検査施設数	不備事項件数等		不備事項等の概要			主な不備事項等の概要
			施設数	件数	処分等件数			
					処分	告発	指導	
病院	10	9	3	14	0	0	4	(病院) ・開設事項変更許可申請の遅延（2件） (診療所) ・劇物の貯蔵場所の未表示及び保管・管理の不備（8件） ・廃棄物保管庫である旨の未掲示（6件） ・放射線障害の発生するおそれのある場所の測定の未実施（7件）
一般診療所	83	20	18	82	0	0	41	
歯科診療所	45	9	8	39	0	0	17	
衛生検査所	0	0	0	0	0	0	0	
その他	66	5	0	0	0	0	0	
合計	204	43	29	135	0	0	62	

注 (1) 検査施設数は、延べ施設数を記載すること。

(2) その他には、助産所、施術所、歯科技工所を記載すること。

(2) 薬事監視の状況

* 対象施設の選定方針

平成28年度も薬事関係等事業計画に基づき監視業務を実施した。

監視目標率は、薬局、卸売業者、店舗販売業者は5割、高度管理医療機器等販売業者は1割、毒物劇物一般販売業及び農業用品目販売業は3割、業務上取扱者は年間5施設を目途に立入検査を行うこととなっている。

* 検査実施体制

毒物劇物については年に1回、各総合事務所福祉保健局・東部福祉保健事務所、生活環境局、県庁くらしの安心推進課・医療指導課と合同で監視を行った。

* 当年度重点検査事項

平成28年度は、高度管理医療機器等販売業・貸与業者について重点的に監視を行った。

(単位：施設、件)

(平成29年3月31日現在)

区分	対象施設数	検査施設数	違反等の件数等		違反事項等の概要				主な不備事項等の概要
			施設数	件数	処分等件数				
					処分	告発	始末書	その他	
医薬品	薬局	56	49						・該当なし
	製造業								
	専業								
	薬局	6	6						
	製造業								
	専業								
	薬局	6	6						
	一般販売業								
	卸売販売業	11	14						
	店舗販売業	28	14						
薬種商販売業	1	0							
特例販売業	1	1							
配置販売業	1	1							
配置従事者									
業務上取扱施設		47							
医薬部外品	製造業								
	製造販売業								
	販売業								
業務上取扱施設		35							
化粧品	製造業								
	製造販売業								
	販売業		19						
業務上取扱施設									
医療機器	製造業	3	1						
	製造販売業	1	1						
	高度医療機器販売等	39	26						
	管理医療機器販売等	254	59						
	修理業	1	0						
業務上取扱施設		34							
毒物劇物	製造業								
	一般販売業	60	44						
	農業用品目販売業	25	10						
	特定品目販売業								
業務上取扱者		18							
合計	493	385							

注1 検査施設数は、延べ施設数を記載すること。

2 違反等の件数等欄の件数と処分等件数の合計は一致すること。

35 感染症等に関する業務の状況

(1) 結核予防の状況

ア 結核登録者の状況

(単位：人)

(平成29年3月31日現在)

区分	本年度中登録				本年度中登録除外						年度末登録数
	新規	再登録	転入	計	観察不要	死亡	転症	転出	その他	計	
H24年度	15 (1)	1 (0)	0 (0)	16 (1)	13 (1)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (1)	20 (2)	31 (4)
H25年度	13 (0)	0 (0)	1 (1)	14 (1)	11 (1)	4 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	17 (2)	28 (3)
H26年度	18 (6)	0 (0)	2 (1)	20 (7)	9 (2)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	14 (2)	34 (8)
H27年度	22 (2)	0 (0)	1 (1)	23 (3)	6 (0)	8 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	17 (2)	40 (9)
H28年度	19 (4)	0 (0)	0 (0)	19 (4)	15 (4)	6 (0)	1 (1)	3 (2)	3 (2)	28 (9)	31 (4)

注 () 内には、LTBI(「潜在性結核感染症」と診断され結核医療の対象とされた者)を再掲する。

イ 結核患者接触者健康診断、結核登録者精密検査実施状況 (単位：人)

(平成29年3月31日現在)

区分	実施機関名	受診人員	ツバルクリン反応	胸部エックス線撮影者数	結核菌検査者数		IGRA検査者数	被発見者数	
					とまつ	培養		結核(確定例)	潜在性結核感染症
接触者健康診	保健所								
	委託	59	2	20	2	2	35	1	1
	その他	2		2					
	計	61	2	22	2	2	35	1	1
・実対象人数：42人 実受診者数：42人 ・受診率：100%									
結核登録者精密検査	保健所								
	委託	47		45	2	2			
	その他	4		4					
	計	51		49	2	2			
・実対象人数：36人 実受診者数：33人 ・受診率：91.7%									
計	保健所								
	委託	106	2	65	4	4	35	1	1
	その他	6		6					
	計	112	2	71	4	4	35	1	1
・実対象人数：78人 実受診者数：75人 ・受診率：96.2%									

(2) 感染症の発生等の状況 (結核を除く)

(単位：件、人)

(平成29年3月31日現在)

区分	発生状況	発生状況		疫学調査件数				集団発生件数	備考
		件数	患者数	調査件数	調査人数	検査件数	発見患者数		
3類	腸管出血性大腸菌感染症	10	13	0	9	71	89	4	(-)
4類	デング熱	1	0	0	1	1	1	0	(-) *陰性
4類	レジオネラ症	1	1	0	1	1	1	0	(-)
5類	侵襲性肺炎球菌感染症	2	2	0	0	0	0	0	(-)
5類	梅毒	1	1	0	0	0	0	0	(-)
5類	アメーバ赤痢	2	2	0	0	0	0	0	(-)
計		17	19	0	11	73	91	4	(-)

注 (1) 集団発生件数は、内数である。

* 確認検査にて陰性と判明した。

(2) 定点報告分は、備考欄にそのことを記載すること。

(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況 (単位：人) (平成29年3月31日現在)

区分	エイズ			梅毒			クラミジア感染症			合計		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
相談	9	0	9	9	0	9	10	0	10	28	0	28
電話 来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(迅速検査再掲) 検査	(38) 46	(13) 22	(51) 68	32	18	50	32	18	50	110	58	168

(4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況 (単位：人) (平成29年3月31日現在)

相談件数	検査件数 (医療機関分再掲)	肝炎治療特別推進事業	
		肝炎治療受給者証交付申請件数 (新規件数再掲)	肝炎インターフェロン・インターフェロンフリー・ 核酸アナログ製剤治療費申請件数
104	47 (12)	307 (98)	0

(5) 感染制御地域支援ネットワーク事業実施状況 (単位：件) (平成29年3月31日現在)

件数	感染制御相談						会議 回数：1回 (H28, 12, 1) 内容：35名参加 ●伝達・情報交換 県事業報告・感染症 発生時の対応フロー等 ●協議 事業計画について	研修会 回数：1回 (H29, 2, 7) 内容：60名参加 ●情報提供 ・新型インフルエンザ特 措法 に基づく中部圏域の 医療提 供体制について ・中部圏域結核発生状況 について ●講演：「感染症の発生 動向
	相談区分 (重複あり)							
	感染症 全般	感染症 事例	感染管 理組織	感染予 防技術	環境 管理	その他		
1			1	1				

36 原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況

(単位：人) (平成29年3月31日現在)

区分	健康手帳 交付者数	手当受給者数				
		医療特別 手当	特別手当	健康管理 手当	保健手当	介護手当
H24年度	57	1	1	51	2	0
H25年度	54	1	1	48	2	0
H26年度	49	0	0	45	2	0
H27年度	41	0	0	37	2	0
H28年度	37	0	0	33	2	0

37 難病患者の状況

(1) 受給者証所持者の状況

(単位：人) (平成29年3月31日現在)

区分	指定難病 受給者証 所持者数	鳥取県特定 疾患訪問看 護治療研究 事業利用患 者 ※	小児慢性 特定疾患 受給者証 所持者数
H24年度	764	2	77
H25年度	807	2	76
H26年度	825	4	80
H27年度	874	4	83
H28年度	860	5	90

注 ※ 鳥取県特定疾患 (在宅人工呼吸器使用患者) 訪問看護治療研究事業の利用患者を記載 (再掲) する。

(2) 難病事業の実施状況 (単位：人) (平成 29年3月31日現在)

区分	回数・内容	参加者数
難病患者医療相談会	回数：2回 第1回：全身性エリテマトーデス 第2回：後縦靭帯骨化症	第1回10人 第2回9人
訪問指導	内容：要支援患者や家族が抱える日常生活及び療養生活上の悩み等について保健師等が訪問指導を行う。	実8人 延15人
難病連絡会	回数：4回 (ALS等在宅療養支援者意見交換会) 参加機関：医療機関、居宅介護支援事業所 訪問看護ステーション 訪問介護ステーション 市町・難病医療連絡協議会等	1回目15人 2回目25人 3回目21人 4回目20人

38 健康教育

(単位：人) (平成 29年 3月31日現在)

区分	感染症	難病	母子	成人 老人	栄養 健康増進	歯科	医事 薬事	計	再掲	
									地区組織活動	健康危機管理
回数	20	3	1	5	74	14	5	122	3	
延べ人員	882	60	30	279	661	431	150	2,493	135	

39 身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況

(単位：回数、人) (平成 29年3月31日現在)

区分	定期相談			巡回相談			
	計画回数	実施回数	相談者数	計画回数	実施回数	相談者数	
H24年度	66	67	376	0	7	7	
H25年度	65	73	351	0	11	11	
H26年度	66	67	339	0	14	14	
H27年度	66	67	333	0	14	14	
H28年度	51	46	262	0	3	3	
内訳	整形	24	24	95	0	3	3
	耳鼻科	12	10	33	0	0	0
	眼科	3	0	1	0	0	0
	内科	12	12	133	0	0	0

40 身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (平成 29年3月31日現在)

	実人員	相談内容 (延)								判定内容 (延)				
		更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	223	133	129	1	0	0	1	0	264	262	0	0	0	262
巡回	3	0	3	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0
電話等	12	0	7	1	0	0	0	4	12					
合計	238	133	139	2	0	0	1	5	280	262	0	0	0	262

4 1 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況

(単位：件) (平成29年3月31日現在)

区分	軽度	中度	重度	最重度	発達障害	その他	合計
H24年度	84	19	18	11	0	0	132
H25年度	59	23	20	10	0	0	112
H26年度	75	13	11	16	0	11	126
H27年度	64	36	13	13	2	2	130
H28年度	68	26	8	11	0	9	122

4 2 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (平成29年3月31日現在)

	実人員	相談内容 (延)									判定内容 (延)				
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	88	0	0	0	0	2	0	76	28	106	5	71	0	3	79
巡回	11	0	0	0	0	0	0	11	2	13	0	11	0	0	11
電話等	9	0	0	0	0	0	1	7	1	9					
合計	108	0	0	0	0	2	1	94	31	128	5	82	0	3	90

○意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

特になし